

# 平成27年第4回東洋町議会定例会会議録

(第 2 号)

平成27年12月11日(金)

東洋町議会

余 白

## 平成27年第4回東洋町議会定例会会議録

招 集 場 所 東洋町役場 議会議場  
開 会 平成27年12月11日(金) 午前9時00分宣告  
出 席 議 員 (9名)  
議長 今宮 裕明 君 副議長8番 西岡 尚宏 君  
1番 福島 登 君 2番 平山 照生 君  
3番 高畠 俊彦 君 4番 小松 熙 君  
5番 武山 裕一 君 6番 小野 正路 君  
7番 田島毅三夫 君

欠 席 議 員 (0名)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町 長 松延 宏幸 君  
副 町 長 光本 速雄 君  
会 計 管 理 者 川田真由美 君  
教 育 長 奈良崎幸一 君  
総 務 課 長 生松 克祐 君  
税 務 課 長 安岡 良仁 君  
住 民 課 長 光本 孔士 君  
産 業 建 設 課 長 伊吹真貴博 君  
教 育 次 長 藤村明美智 君  
地 域 包 括 支 援 蛭子 浩久 君  
センター事務局長  
総務課長補佐 大坪 靖幸 君  
住民課長補佐 田岡いずみ 君  
税務課長補佐 小池 昭平 君  
産業建設課長補佐 手島 憲作 君  
代表監査委員 弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長 長崎 正仁  
事務局職員 原田 容子

議 事 日 程

別紙のとおり

議事のてんまつ

別紙のとおり

会議録署名議員

6番 小野 正路 君 7番 田島 毅三夫 君

平成27年第4回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

平成27年12月11日(金) 午前9時00分開議

- [日程第1] 議案第46号 専決処分事項「平成27年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第2] 議案第47号 東洋町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を定めることについて
- [日程第3] 議案第48号 東洋町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正することについて
- [日程第4] 議案第49号 東洋町税条例の一部を改正することについて
- [日程第5] 議案第50号 東洋町介護保険条例の一部を改正することについて
- [日程第6] 議案第51号 東洋町介護保険手数料条例の一部を改正することについて
- [日程第7] 議案第52号 平成27年度東洋町一般会計補正予算(第3号)を定めることについて
- [日程第8] 議案第53号 平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて
- [日程第9] 議案第54号 平成27年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて
- [日程第10] 議案第55号 平成27年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第11] 議案第56号 安芸広域市町村圏事務組合規約の一部を改正することに

## ついて

[日程第12] 発議第10号 森林・林業政策の推進を求める意見書について

[日程第13] 閉会中の継続審査・調査の申し出について

- (1) 総務教育民生常任委員会
- (2) 産業建設常任委員会
- (3) 議会運営委員会

[日程第14] 一般質問

[追加日程第1] 議長の辞職について

[追加日程第2] 議長選挙について

[追加日程第3] 副議長の辞職について

[追加日程第4] 副議長選挙について

[追加日程第5] 常任委員会委員の選任について

[追加日程第6] 議会運営委員会委員の選任について

[追加日程第7] 議会広報編集委員会委員の選任について

余 白

平成27年第4回東洋町議会定例会 平成27年12月11日 金曜日  
議事のでんまつ

議長

(今宮 裕明議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。

ただちに、平成27年第4回東洋町議会定例会を開会します。

(再開時間:9時00分)

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、議案として、専決処分事項補正予算1件、条例5件、補正予算4件、安芸広域市町村圏事務組合同規約変更1件、発議1件、閉会中の継続審査調査の申し出1件の計13件、それと一般質問であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

12月8日に、産業建設常任委員会を開催し、その報告書が届いております。

本定例会の開会日に付託を受けた、森林、林業政策の推進を求める意見書は採択との報告がありました。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入る前に、小松広報編集委員会委員長から、東洋町議会だより第131号について発言の申出がありましたので、これを許します。

小松広報編集委員会委員長。

議会広報編集委員長

(小松 熙議会広報編集委員長)

議会広報編集委員会から、先日全戸配布いたしました、議会だより第131号の発行について修正箇所が見つかりましたので、その修正とお詫びを申し上げます。議会だよりの最終ページへ、各議員の意思表示として、各議員が各議案に対しての賛成、反対の意思表示を掲載しておりますが、西岡尚宏副議長の名前が抜けておりました。町民の皆様、関係者の皆様に、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

なお、西岡議員はすべての議案において、賛成の意志表示があったことを付け加えます。

議長

(今宮 裕明議長)

小松広報編集委員会委員長の発言が終わりました。

日程に入ります。日程第1、議案第46号、専決処分事項平成27年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を議題とします。

質疑について、まず、本会議で提出されたすべての議案に対し、1人1時間以内、答弁時間も1時間以内とし、一問一答方式で行います。また、議会会議規則第54条の規定により、発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならず、質疑に当たっては、自己の意見を述べるできないことになっております。

その規定に反すると認めるときは、同規則第2項の規定により、注意し、なお、従わない場合は、発言を禁止します。

次に、試行として反問権を導入します。執行部は反問する場合、反問しますと発言の上、挙手願います。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論は、議題となっている問題に対する自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を、他の議員に賛同させることでもあります。討論はありますか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第46号、専決処分事項平成27年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第2、議案第47号、東洋町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

議長、通告が出ているということをおっしゃってください。

議案47号、東洋町一般職の任期付職員の採用等に関する条例に対する質疑を行いたいと思います。通告してあります。1番、有期とは、年か、月か、また年齢制限はあるのかお聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

おはようございます。

それでは、田島議員の質疑にお答えいたします。

期間につきましては、この条例に関して原則、年数単位を考えております。なお、任期は最大任期がございまして、5年間と法律で規定されております。また、年齢制限はございません。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

通常の臨時職員さんとう違うのか。給料や立場、待遇などはどうなるのかお聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

この条例は、地方公務員法第4条第4項に規定しております一般職と同じとなります。専門的な知識経験を有する者を対象としておりますので、臨時職員ではございません。また、給与などにつきましては、一般職の職員の給与と同様になりますが、月額につきましては、経験などを考慮し、町長が決定いたします。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)  
3番目になります。  
ちょっと離れるかも分かりませんが、これは待遇等と書いてありましたが、これは賞与等その他残業手当、あるいはその他の通勤手当、一切の給与も入るとのことですね、同等ということですね。次の質問で答弁してもらったら良いです。

3つ目の質問に入りますが、一般職員と特定されておりますが、この条例制定はですね、どのような人を特定、何かそういう事業をするために何か必要なものか、それとも常態的に不足している方を補うためのものか、ちょっとそこのところをもし、想定されているものがあればお聞きしたいと思います。また、採用方法はどうか。町外にネット的なもので公募するものか、それともチラシ等での募集にするのか、その所をお聞きしたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)  
お答えいたします。  
待遇については、一般職の職員と同様でございます。すべて同様でございます。次に、労務職につきましては、この条例では労務職も想定されます。採用につきましては、まだ未定でございますが、本庁において専門的な部署のところへの配置を考えております。また、本町が求める専門的な部署の本人の実務経験により、公募もありえると思いますが、原則は本町が選考することになります。  
以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

一般職と限定されて出ていましたものでね、うちはこの通告してあった分から技術労務者のはのけたんですけれども、これは技術労務者も入るということですね、今確認しました。5年という期間を切っておりますけれども、5年といえば結構長い期間になります。せっかく見つけた人材をですね、5年で解雇するのはもったいないと、こう思うんですよ。職種によっては長期といいますか、正職員と同様に雇用するというような考えはないでしょうか、お聞きしたいと思います。

それから、以前ですね、中学校の方で複式学級をやっているということで、その解消のために教員資格を持った退職者に時間制での就業を提案したことがあります。今回の条例を一般職だけでなくね、例えば、ネット技能者やドローンの操縦、測量士、法務資格者など、そういう技術的な、技能的なものにも広げてですね、そういうところにも枠が広がるのかお聞きしたいと思います。先ほど労務も入ると言いましたのでね。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

お答えいたします。

正職員の雇用となりますと、今までやっている新規の採用ということになりますけれども、今回の場合は、この任期付職員の雇用については、法律の規定がございまして、それに則って雇用することになります。(自席より、継続はあるのかと発言あり。)ないです。5年以内、例えばですね、1年雇用しますということになれば最大5年ありますので、あと4年間雇用できるということで、4年間の更新というのはできます。その代わり、最大雇用年数は5年間ということになります。

それと、本町において技術的な部署もあると思いますけれども、それらも全部含めて雇用することができます。その時には状況に応じて任期付の職員を雇用することもあります、今のところはまだ未定でございます。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

他に質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第47号、東洋町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第48号、東洋町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第48号、東洋町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第49号、東洋町税条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

議案第49号、東洋町税条例の一部を改正する条例案について質疑させていただきます。

私は国民といいますか、住民といいますか、の責任としてね、納

税というのは義務であると思っております。その上からで、払いたくても払えない人には手厚い保護を、払えるのに払わない人には厳しい取り立てをとすることはずっと訴えてきました。

この条例改正は町長権限によって、払えるのに払わない人への強制徴収がしやすくなる反面、払いたくても払えない人にも差し押さえや、介護保険料の助成差し止めなど、厳しい措置が定められているように受け止めているんですが、いかがでしょうか。

1つ目の質問として、町4税のうちのたばこ税を除いた住民税、固定資産税、自動車税、これについて直近の滞納者数をお聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

安岡税務課長。

税務課長

(安岡 良仁税務課長)

それでは、田島議員のご質問にお答えをいたします。

今回の税条例の改正でございますが、この税条例の改正内容につきましては、納税者が災害や盗難、病気などの理由で税金を一時納付できない場合に、納税者の申請に基づきまして、猶予期間とか金額を定めまして、分割納付などができるように、納税の徴収猶予の改正を今回行うものでございまして、また、納税者の負担の軽減を図ることを目的に、今回改正をするものでございます。

田島議員が先ほどご質問で言いましたように、強制執行がしやすくなるとか、払いたくても払えない人にも差し押さえや介護保険料の助成の差し止めの措置を取るなどという、今回は改正はしておりません。

以上でございます。

ちなみに、滞納の数ですが、国保税含めて約400件ございます。(自席より、それぞれは分からないかと発言あり。)分かりません。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

2つ目の質問させていただきます。

その中で、払えるのに払わない人は何人いるのか、分かっておればお聞きしたいと思います。また、払いたくても払えない人は、すでに生活保護等に切り替わっていると思いますが、それぞれ識別しておられるのか、しておられたらその報告をお願いしたいと思います。

それぞれ、住民税、固定資産税、自動車税、国保税と4税お願いしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

安岡税務課長。

税務課長

(安岡 良仁税務課長)

田島議員のご質問ですけれども、今回の条例改正の内容と質問内容の主旨がちょっとかけ離れておりますので、細かいところは言えませんが、払えるのに払わない人が何人いるのかということなんですけれども、これは現在、きちんとした数字を押さえておりません。

滞納者の方が納税相談に来ていただいて、やむを得ない理由や状況をお聞きしまして、所得情報、財産調査を行いまして、その結果で判断し、また執行停止などの措置を取っておりますので、今、現在進行形ですので、現在何人という人数は把握はしておりません。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

先ほど課長から主旨に反するという答弁が出ました。私は、今回の条例改正が災害時ということは特定されているとしても、最終的には滞納者に対する強制徴収に関わっていくものだとして受け止めています。

そういう意味から、詳しいことをお聞きしたいということで質問しております。滞納者の中には、山林など売却できない固定資産があって、生保に変われない人もいるかもしれません。特に高齢者はですね、役所への出向きといいますか、相談に行くということが非常に億劫で、足がないとかね、あるいは高齢化で体力が弱いとか、そういう人がおられて二の足を踏む方もおられるかも分かりませんが、こうし

た人への対応というのほどのようにされておりますか、お聞きしたい  
と思います。

議長

(今宮 裕明議長)

暫時休憩します。

(休憩時間:9時22分)

表現に対しての注意。足がないを交通手段のない方に変更。

休憩前に引き続き、会議を開きます。安岡税務課長。

(再開時間:9時23分)

税務課長

(安岡 良仁税務課長)

田島議員の質問にお答えをいたします。

高齢者とかですね、障害者の弱者の方、交通手段がない方につ  
いてはですね、野根の公民館とか甲浦の公民館、文化会館に職員  
が出向いて納税相談を行っております。

また、弱者の方の納税につきましては、個別に職員が訪問徴収を  
行っている方もおられますが、そういう方についてはですね、極力口  
座振替を勧めているところでございます。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

3つも固めた再問になるかも分かりませんが、お聞きしたい  
と思います。できれば戸別訪問といいますか、膝を交えた相談に乗  
ってあげて欲しいということをお願いしておきます。

それから、8条2項及び3項にですね、徴収期間の延長と納入金  
額の変更ができるとありますけれども、年金及び一定収入しかない  
低所得者は、延長すれば現年度分と重複してきます。更に困窮する  
と、こうした払いたくても払えない低所得の人には、分納期間の延長  
や納付期限の変更だけでは救いきれない、こう自分なりに思ってお  
ります。今回改正の9条括弧6ではですね、保証人及び担保の提供

や、猶予期間を延長しても完納の見込みのない人には、介護保険料、後期高齢者医療保険の支給まで止めるというようなニュアンスの一文がありますが、ここの所をもう少し説明していただけますか。この場合の見込みのない人とは、払えるのに払わない人ということなのか、どのような人を指すのかお聞きしたいと思います。

それからですね、保険料の支援まで押さえられては命にも関わってきますが、払いたくても払えない人や、押さえられる資産のない人はどうするのかお聞きしたいと思います。

2つ目、平成26年度の町税の不能欠損額は、約768万円と25年度の倍額以上に増加しておりますね。中でも固定資産税の不能欠損額は、約507万円と2倍以上に膨らんでおります。

この条例では、不能欠損と差し押さえの線引きは定かではありませんけれども、どこで線を引かれるのかお聞きしたいと思います。それから、資産があるのに不能欠損処理するということは、どうしても分かりづらいです。どういう場合であるかお聞きしたいと思います。

それから、町税の納付はもちろん町民としての義務であり、滞納は許されませんが、国民年金のみの生活弱者にとって、どうしてもまず生きるための生活費や医療費などに優先して使うこととなります。そうした事情から、払いたくても払えない人が今後、更に増加するのではと危惧しております。固定資産税にしても、住居や父祖伝来の山林などの資産があって、その相続人が年金及び一定収入しかない場合、山林を売却しようとしても買い手がない現状では、どうしても滞納が出ます。

こういう場合の対応というのはどのようにされるか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

安岡税務課長。

税務課長

(安岡 良仁税務課長)

すみません、質問が多くてちょっと分かりにくいんですけども、要は払いたくても払えない方の対策ということと思うんですけども、弱者の方については、色んな対策がございます。

まず、生活保護世帯の方がですね、前の分の滞納があってですね、今生活いっぱい払えないという方につきましては、法的な措置

としまして執行停止という措置がございます。執行停止というのはですね、本来5年で不能欠損処理をしますが、3年の執行停止措置というのがございます。

これは、3年間徴収の停止をしまして、3年間様子見しても資力が回復しないという方につきましてはですね、3年で欠損処理をさせていただくという法的な措置もございます。そういった払いたくても払えない方についてはですね、色んなその方の所得情報とか財産調査を行いまして、その結果で識別をしまして、税務課の方で対処していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

簡明に言えばですね、強制徴収と不能欠損との線引きというのをまずひとつお聞きしたいんです。どこで線を引いどのように対処するのか。

それからもう1つは、今路線価もどんどん下がっていますね。評価額も下がっていますが、それにこう、スライドしたような固定資産税の評価をしてあげなければ、これはもうますますね、景気が悪くなっていく中で大変やと思います。そういう軽減や納期期限の延長とか、金額の分割とか以外にそういうことは考えていませんか。

お聞きします。

議長

(今宮 裕明議長)

安岡税務課長。

税務課長

(安岡 良仁税務課長)

田島議員の質問にお答えをいたします。

まず、不能欠損と強制徴収との線引きでございますが、これにつきましてはですね、先ほども言いましたが、その滞納者の財産調査等々を行いまして、その方がですね、預貯金とか色んな資産がある、そういった方についてはですね、まずその資産、預貯金を滞納に充当していただく。調査した結果、不動産もない、預貯金もない、そ

ういう方につきましてははですね、執行停止というような措置を取って  
いく方向で考えております。

それともう1点、固定の(自席より、路線評価額にスライドできない  
かと発言あり。)固定の評価につきましてははですね、路線価方式では  
現在課税はしておりませんが、今後ですね、路線価方式で課税とい  
う方向もちよっと検討したいと考えております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

他に質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なし  
と認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと  
発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第49号、東洋町税条例の一部を改正することにつ  
いての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めま  
す。

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されまし  
た。

日程第5、議案第50号、東洋町介護保険条例の一部を改正する  
ことについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なし  
と発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと  
発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第50号、東洋町介護保険条例の一部を改正する  
ことについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めま  
す。

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されまし  
た。

日程第6、議案第51号、東洋町介護保険手数料条例の一部を改  
正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なし

と発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第51号、東洋町介護保険手数料条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第52号、平成27年度東洋町一般会計補正予算第3号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

議案第54号、東洋町介護保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについて、質疑をさせていただきます。

議長

(今宮 裕明議長)

休憩します。

(休憩時間:9時35分)

現在は議案第52号であることの確認。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:9時37分)

7番議員

(田島 毅三夫議員)

衷心より、お詫び申し上げます。一般会計補正第3号について、通告してあります。順次質問させていただきます。

1つ目に、6ページでお願いします。県津波避難対策等加速化臨時交付金6,314万円の基金積立を聞くということで質疑させていただきます。

避難場所の全天候型施設への整備や避難路、防災倉庫の備品ですね、それから、要援護者避難支援対策など喫緊の防災課題は

山積しております。これは住民さんの方からもよく注意というか、お願いされました。そういう状態においてですね、この6,314万円を一旦基金に積み立てると、こういうことですが、何にいつ、どのように使うのかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

それでは、田島議員にお答えをいたします。

この交付金は、本町で整備した津波避難整備事業のうち、町が借り入れた起債分に相当する額を県が後年、次の年以降ですね、交付していただいているものでございます。

今後、防災事業のために積み立てしていますが、現在、防災事業は、国、県の補助金が充実しておりますので、まだ活用までには至っておりません。

今後、防災事業に係る国、県の補助金制度の減少、本町の防災事業の規模、また防災事業の起債償還など、本町の財政状況を勘案しながら活用していきたいと考えております。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

そういう答弁をいただきましたけどもね、財政が厳しいということもよく町長の方から聞いておりますし、自分なりに把握はしております。その中で特に乏しい予算をどのように使うかということは、これはなかなか執行部も大変やということもよく分かります。

そういうことであれば特にですね、計画性といいますか、スパンを決めて順次計画していく、もちろんこれは防災計画の中に載っておりますけれども、予算関係のそういうスパンを決めたマニュアルといいますか、スケジュールといいますか、そういうものが大事になってくると思うんですよ。いつになるのか分からんけど、やるのはやると

いうことではなくてですね、ある程度の期間を決めた計画が大事になってくると、こう思うんですよ。避難場所、避難路整備の後ですね、生還者の生活や復興への計画もしっかり断ち切れんことも大事だと思っているんです。各自主防災組織での復興計画策定なども、この積み立て交付金をぜひ、今後活用していただいでですね、それをクリアできないかお聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

田島議員にお答えをいたします。

この交付金ですが、基本的には何を使っても良いというようにはお聞きしています、防災対策事業につきましては。それ以外の経費に使ってはいけないということになっております。

とりあえずですね、今、本町は防災対策で起債残高が増えていておりますので、2年後3年後に当然、起債の償還が出てくると、そういったことにも備えまして、一旦積み立てをして、それから償還計画というようなことも考慮しながらですね、緊急的な防災対策に計上していきたいというふうに思っております。

この交付金をですね、今の所避難対策事業に係る事業だけが対象になるということになっておりますので、避難路でありますとか、避難タワーでありますとか、そういった対象になる事業を優先して、現在、取組んでいくという状況です。この県の交付金もですね、本年度で終わりというふうに聞いておりますので、避難路を急いでいるという状況でございます。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

そういうことで取組んでいくということは、これはよく分かっておりますが、うちが聞いたかったんは、そのスパンといいますか、そういう期間が今後、ある程度煮詰めて住民さんに知らせてあげられるよ

うな方向で煮詰めていっていただきたいということをお願いしておきます。

2つ目の質問になります。

攻めの農業実践緊急事業補助金534万円についてということでお聞きしたいと思います。この表題の事業名の前に、東洋町がついておったら大変やなと思ひよったんですけれども、この事業は、農協安芸本所にポンカンの糖度など、品質をチェックするセンサーを導入する費用と聞いております。これは、センサー設置費用だけなんでしょうか。ひとつ心配しているのは、販売は甲浦ポンカン名で出荷出来るのかどうか。安芸のJAの名前、ブランドで出すのかどうか。そういうことも含めてお聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

田島議員の質疑にお答えいたします。

今回、光センサーの導入については、安芸市の出荷場にある、ゆずの選果機にポンカン専用の光センサーシステムを追加をする方式と聞いております。また、販売についてはですね、東洋町、室戸市で生産されたポンカンになりますので、JA土佐あき農協のポンカンとして販売することになります。

また、ブランド名についてはですね、今後公募して決めることになると聞いております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

そういうことであれば、東洋町の甲浦のポンカンという名前が消える恐れもあるということですね。今まで何十年間もそれで全国にブランドで通用してきた特産品名の名前が変わるということは寂しい気もいたしますが、1つだけちょっと教えていただきたい。

農協や、果樹組合に加入していない農家の出荷分はどうなるの

か。事故品の出荷分はセンサーを通して引き取れるのか。ちょっと通告が漏れているかも分かりませんが、今関連してお聞きしているんですけれども。自己農家の篤農家の方なんかやったら、長い間に自分の得意先を培って、得意先にまず販売をして、残ったものを農協に出荷するという形態やったんですが、そのものを安芸のセンサーを通した場合は、向こうの名前で出るということであれば、自分くのもんがなくなるということになります。こういう場合は、まず自分くのものを取っておいて、センサーを通さずに、売れない物だけを回すというような形になる心配をしているんですが、そこのところはどうなりますか。自分の家で販売するポンカンを向こうのセンサーを通した時には、もうこれは戻らんですよね。自分くへ戻って来んですよね。そのことをどうなるのかなという心配をしております。

それから、農協や果樹組合に加入していない方がおるかどうか確認できておりませんが、そういう自己でやっている方なんかは、これはセンサーは使えないのでしょうか、お聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

質疑にお答えいたします。

個人で出荷されている方については、今までどおり甲浦のポンカンの名前が入ったものを使って出荷することになります。

ただ、先ほど言いましたJAをとおした場合は変わります、名前が。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

農家が会をとって、全員賛成で決まったということでもありますので、議員としても何も言うことはできないんですけれども、こうしたですね、中央集権的なことが進んでいけばですね、東洋町の周辺はますます厳しくなっていく、早い話が、集荷に来てくれているような人の雇用が無くなるわけですね。何人か分かりませんが、女性の方が

選別してくれて、こういう方がいなくなりますが、ますます衰弱するのではないかという心配をしております。こうした機器を入れて、良品ポンカンを生産すれば確かに高く売れるので、少しでも良いものをと努力することになれば良いと思います、組合全体が。反面、高齢化や労力が無くて手入れの十分でない農家のハネ品率が高くなるのではないか、その心配をしているんです。そうなればですね、耕作意欲が削がれて、更にハネポンカンが増加するのではないか。この返品されたポンカンはどう処理するのか、ハネとなって返品されるとしたら。甲浦へ戻ってきたポンカンはどう処理するのか、そこまで考えておられたらお聞きしたい。

公共的事業はですね、こういうことをするという事では、まず色々な事業をやっていく。ところがその終末といいますか、この場合にとってはハネ品ですよ、そういうものの処理まで考えた事業にしておかなければ、良い物だけを優遇していくような事業で、ハネはもう勝手にあんたらええようにせえというようなことであれば、これは大変な問題が起こると思います。そういう意味からも、こうしたことまで考えた事業なのかお聞きしたいと思います。この補助金はそういうことにまで手立てができるものなのかお聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

お答えいたします。

今回、光センサーの導入によりまして、生産者は良いものを作れば高く売れます。

また、悪いものを作れば安くなるというシステムが構築されることになります。また、ポンカンの下級品、先ほど田島議員が言われたハネについてはですね、それを専門に取り扱う業者がいますので、出荷をすれば傷んでいるとか、余程の下級品でない限り、返品はほとんど出ないということを聞いております。このことから、返品に対しての手立ては、今回補助金には含まれておりません。

以上です。よろしく申し上げます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

少し、お聞きしたいと思います。例えば、甲浦のですね、場合を取りましたら、町JAが一旦受け取って、それを車に積むかどうか分かりませんが、それから安芸へ持って行く。そこでセンサーを通して販売をする。いかんものは戻るんですけども。そういう費用、手間がですね、以前よりもだいぶ増えると思うんですよ。

こういうことは個人負担にはかからないのでしょうか、農家の個人負担に。それをひとつ心配しております、お聞きしたいと思います。それからですね、ハネ品についても、専門業者がいて、そこから販売していただけるということを聞きました。それは良いことだと思います。ただ、金額的にはどうなるか、二束三文でたたかれるおそれもあります、それはやはり安芸農協の名で出すんですよ、甲浦名は絶対出ませんね。それやったら安心しました。

もう1つ続けて聞いておきます。来年度には県下統一農協にですね、合併の話も出ております。その外堀の埋め立てと私は見ているんですけども、やってみなければセンサーも正否が分からんと思いますけれどもですね、そうしたことへの対応も考えておかなければ、センサー導入の時にこれから後のことも考えておかなければ、これだけで単発的な事業で終わってしまったら大変ですので、これを付けることによって農家が受けるメリット、デメリットをよく考えていただいて、デメリットに対しては対応するというをよく考えていただきたいと思うんですよ。そういう対策が出来ておればお聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

お答えをいたします。

個人負担についてはですね、東洋町から安芸までの運搬賃として、1キロあたり4円の手数料がかかると聞いております。これに対しては、現在、県から2分の1の補助があると聞いております。

あとですね、この光センサーを導入することによって、生産者にと

っては、コストの削減、また販売価格の引き上げによって、売り上げが約5パーセント向上すると聞いております。ですので、生産者にとってはプラスになるのではないかと考えております。

議長

(今宮 裕明議長)

次の質問に移ってください。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

3番目の質問に入らせていただきます。

立木の伐採委託費用として、15万円が計上されております。確認いたしましたところ、野根地区愛宕山の避難外灯に支障する木の伐採と聞いております。以前には、中町避難路の杉も同様切ることになっておりましたが、もちろんこれは大事なことやと思います。避難路や避難場所にそういう問題があれば、それは撤去してから、安全確保するということは大事なやと思います。

ただ、ちょっとお聞きしたいのは、こういう費用を使ってですね、民家の上に被さった危険木なども避難路同様、町負担では切れないのかという質問でございます。グレーゾーンであります。答弁よろしくをお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

田島議員にお答え致します。

この件に関しては、予算外のことですので、お答えできません。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

次の質問ですね。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

4番目の質問に入らせてもらいます。

海洋センター修繕費として、152万5千円が計上されております。これは全額町負担なのか、これで全ての雨漏り修繕は完了するの

かお聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)  
藤村教育次長。

教育次長

(藤村 明美智教育次長)  
田島議員の議案質疑にお答えします。  
これは全額負担か、これですべての雨漏り修繕が完了するかということですが、維持管理部分になりますので、今回町の全額負担となります。今回修繕をお願いしている部分については終了する予定です。  
以上です、よろしく申し上げます。

議長

(今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)  
ちょっと、再問という形でお聞きしたいと思いますが、聞くところによりますと、約築40年が近くなっておりますね。今後は建物本体の修繕費も増加すると考えておりますが、こうした修繕は全て町負担となるんですか。先ほどの答弁では、維持管理費としては町負担ということでしたが、こういう建物本体のですね、修繕箇所といいますか、老朽箇所といいますか、そういうものも全て今後、町負担になるのでしょうか。  
B&Gの支援とですね、町負担の線引きというのをちょっとお聞きしたいと思います。維持管理費はどこまでいくのか、本体建物についてのそういうものはどうなるのか、お聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)  
藤村教育次長。

教育次長

(藤村 明美智教育次長)  
それでは、田島議員の再問にお答えいたします。  
どこまでが維持管理ということなんですけれども、助成についてはですね、海洋センターの評価が良ければ修繕費も優先して助成して

くれると思うんですが、東洋町の場合評価が低いので、助成の対象になりません。

今回ですね、この修繕する分についても海洋センターの評価の対象になりますので、B&Gの方へこういう修繕しましたということで報告させていただきます。これも評価の対象にはなっております。(自席より、例えば、評価とはどういうものかと発言あり。)例えば、評価基準としまして指導員の関係とかですね、これは指導員の配置、指導者会、次にセンターの運営関係としまして、利用者の人数、教室の開催、今回になります施設の維持管理についても評価の対象になっております。

以上でよろしいでしょうか。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

どうしてこういう質問をするかということ、今後ですね、あれが40年近く経ってですね、ますます修理が増えていくと、それが町の負担でどんどん増えていくとなったら大変なことだと思って心配しているんですね。できれば、B&Gと相談して、そちらからも応分の負担というか、支援をもらいたいという意味で質問しているんですが、減らすためのね、先ほど言われたように、人数というようなことを言われたが、利用率ですかね。

議長

(今宮 裕明議長)

田島議員、質問は簡明にということを目頭に言いましたので、次の質問に移っていただけますか。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

B&Gの補助がないのはですね、利用率が低いと、こう今説明を受けました。そうであればですね、これはやはり町としてもせつかくのB&Gの施設をですね、もっと力を入れて利用していくという方向をしなければいけないと思うんですよ、教育委員会としても町としても。これはスポーツ、文化だけに決められているんですか。例えば定期検査や成人式や、消防出初めなどというような、そういうものには使え

ないんですか。ひとつお聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)  
田島議員、要望とかね

7番議員

(田島 毅三夫議員)  
要望じゃない、聞きよるんよ。使えるかどうかということかね。施設利用を決められているのかB&Gとの契約の中で。

議長

(今宮 裕明議長)  
今は修繕費の議論をしているんですからね。

7番議員

(田島 毅三夫議員)  
そうです、それを減らす、このものの中に入っているのかどうかの確認をしよる。

議長

(今宮 裕明議長)  
(自席より、答弁できる範囲で構わないと発言あり。)藤村教育次長。

教育次長

(藤村 明美智教育次長)  
田島議員の再々問にお答えします。  
消防とかそういったものには該当しないかとは思いますが。  
以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)  
5番目の質問に入らせてもらいます。  
職員時間外手当20万円が補正計上されました。前回、補正まで予算書を見ますとですね、965万1千円が計上されておりますね、職員の時間外手当として。まだ年度末までには4ヶ月近くありますが、これを使い切ったうえでの補正なのか、別口の何か特別な手当なのか、これをお聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

田島議員にお答えいたします。

今回の時間外手当は、今後の災害に対応するものでございます。もし、そのようなことがなければ支出いたしません。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

災害に特化した手当ということで、今説明を受けました。これは、災害であろうが何であろうが、勤務時間内であれば正規の給与でいけるんですね。時間外だからこそ、この時間外手当が出てるんですよ。そうであれば、例え災害であろうが何であろうが、この時間外手当で対応できるんじゃないでしょうか、お聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

(自席より、特別に作らなくてもと発言あり。)松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

お答えいたします。

全体的な時間外ということと、今回はですね、消防費の中の時間外ということで、例えば総務費であれば、2款ですかね、それぞれの款で予算を組んでおります。ので、これは流用が効きません。

例えば、総務費の時間外が足りなくなって、よそから持ってくるということもできませんので、今回、台風でですね、8月の24日でしたかね、災害対策本部を設置した訳ですが、ここの防災費の中の時間外がいっぱいになってしまったと。今後、タベもこういうことがございましたが、職員も詰めておりましたが、そういうようなことに対して、今後の予算確保という意味合いでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)  
お疲れでございます。これで終わりますので、もう少し辛抱してください。6番目の質問に入ります。  
管理職特別勤務手当というのが6万円出ておりましたね。これも多分、そういうことだと思うんですけども、管理職手当はすでに、課長補佐以上に約320万円計上されております。今回のこの追加分について、具体的にお聞かせ願いたいと思います。  
それから、管理職手当の勤務における守備範囲ですよね、労務の守備範囲といいますか、また、防犯や防災、あるいは住民相談など、職務を離れた生活部分での職務責任の範囲までこれは及ぶものかどうか、規定されているのかどうか。されていたらお聞きしたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)  
田島議員にお答えいたします。  
この管理職特別勤務手当は、先ほど申し上げた災害に対応するものでございます。先ほどの質疑の中で職務範囲と仰いましたけれども、行政全般に渡る業務の範囲はすべて入っております。  
以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)  
そういう答弁いただきました。了解いたします。これは、そういう特別勤務手当ですので、また幅が広がるということで怒られるか知りませんが、管理職手当をいただく管理職員さんは、役場の中では役場の職務とそれを離れた時の職務範囲といいますか、責任範囲といい

ますか、それが決まっていたらお聞かせ下さい。それ1つ今質問しましたので、お願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

今回の補正はですね、管理職員特別勤務手当ということで限定されております。災害とかですね、選挙でありますとか、限定されておりますので、その補正でございます。通常の管理職手当ではないということで、ひとつよろしくお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

他に質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第52号、平成27年度東洋町一般会計補正予算第3号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成7:反対:1)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時、休憩します。再開は10時25分でお願いします。

(休憩時間:10時10分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:10時25分)

日程第8、議案第53号、平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと

発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第53号、平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第54号、平成27年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

先ほどはすみませんでした、間違っていました。54号について、お聞きしたいと思います。

東洋町介護保険事業特別会計補正予算第3号についての質疑でございます。1つ、居宅サービスの1,700万円増額の理由についてということでお聞きしたいと思います。施設介護サービス給付費が1,800万円減額されましたね。それから代わりにといいますか、居宅介護支援サービス給付費が1,700万円増額されております。

これは、自分なりに考えてみますのに、施設入所待機者が増えたために、こちらに振り替えられたものかと、こう思ったんですが、他の理由があるのかお聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

蛭子地域包括支援センター事務局長。

地域包括支援センター事務局長

(蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)

田島議員にお答えいたします。

施設介護サービス費はですね、要介護度の高い方が1人入所されますと、年間で350万円前後必要となります。昨年10月では、施設サービスの対象者が77人、今年度ですね、10月では5人減の72人となっております。

当初では、多めに予算を組んでおりましたが、現在までの実績を基に減額をしております。居宅介護支援サービス費はちょっと増加傾向にありまして、これはといいますと、居宅でサービスを受けておられる方の要介護度が平均的に高くなっており、重度化をしておられるところとですね、あと訪問看護という居宅で受けられるサービスが増えたことなどが要因として考えられます。そのために、これまでの実績を基に見込額の増額をしておるところです。

よろしく願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

続いて質問させていただきます。特定入所者の介護サービス負担金が600万円増額されておりますけれども、この理由をお聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

蛭子地域包括支援センター事務局長。

地域包括支援センター事務局長

(蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)

田島議員にお答えいたします。

特定入所者介護サービス費はですね、所得の少ない方が施設に入所された場合、食費や居住費の一部を給付費から施設に支払う制度となっております。

このサービス費も増加傾向にありまして、全体の入所者数は増えておりませんが、低所得の入所者の方が増えているということが要因でないかと考えております。当初はこれも予算を少なめに組んでおりましたが、今回必要見込額を増額させてもらっています。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

よく分かりました。現在ですね、入所待機者というのがちょっと気になるんですけども、施設入所者の1人増えたら350万円増えて、その分がこれだけ増えたということの説明を受けましたが、こういう方の待機している方というのは、現在どれくらいおられるのか、ちょっとそこのところを説明願いたいと思います。居宅介護支援の方の人数は増えていないが、低所得者の方が増えているからその分の支援が大きくなった、増えていると、こういうことはわかります。

結局、我々が考えているのは、この居宅者が本当に家の中で若い方がおられて、子や孫の方がおられて、そこで十分な介護ができていると思うんですけども、中には老々介護といいますが、高齢者の方が高齢者の方を介護するという家庭もあると思うんですよ。これはですね、大変な苦勞をされておるのがよく見聞きしておりますが、こういう対策は考えておられるでしょうか、お聞きしたいと思います。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

蛭子地域包括支援センター事務局長。

地域包括支援センター事務局長

(蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)

田島議員にお答えいたします。

近隣の施設に問い合わせをしましたところ、実質ですね、緊急性が高くて待機をしておられる方はいないということです。待機者に対してはそういうことです。あと、できるだけですね、住み慣れた地域で、在宅の方で介護させていただいてですね、そういう施設費の減額を図るということで、先ほども言いましたけれども、訪問看護とか、そういう居宅で受けられるサービスの方を充実していきたいと、今後もそういうかたちで取組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

他に質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと

発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第54号、平成27年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第55号、平成27年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第2号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第55号、平成27年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第2号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第56号、安芸広域市町村圏事務組合規約の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第56号、安芸広域市町村圏事務組合規約の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、発議第10号、森林、林業政策の推進を求める意見書の件を議題とします。提出者の説明を求めます。

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

発議第10号、森林、林業政策の推進を求める意見書について、本議案を別紙のとおり議会会議規則第14条の規定により、議会に提出いたします。本日提出であります。

提出者は私、田島毅三夫、賛成者は平山照生、小松熙、西岡尚宏の各議員であります。本件はですね、東洋町議会に意見書採択の要請がありました。産業建設常任委員会に付託されたものであり、私たち委員会が審議したものであります。

12月8日に委員会を開催し、慎重に審査した結果、採択すべきと決しましたので、意見書を提出するものであります。

それでは、この意見書の趣旨を説明させていただきます。

森林は、食料や水、木材、エネルギー等の供給や二酸化炭素の吸収など、国民の安全、安心、国土、環境を守る重要な国民共通の財産であります。しかし、森林、林業、木材関連産業の現状は、長期にわたる経済低迷の影響により、経営基盤が依然として脆弱であり、山村の疲弊も著しい状況にあります。こうした中、本年3月山村振興法が改正され、地域の特性を活かした産業の育成による就業機会の創出や定住の促進等が新たに基本理念に盛り込まれました。

この新たな基本理念を踏まえ、山村地域の再生、地域経済の活性化を図るためには、森林、林業施策の推進は急務であり、立地条件に対応した森林整備、間伐材等の利活用、適切な治山対策、鳥獣害対策の実施等が重要となっていることから、森林、林業政策の推進に向けて、下記の事項を実現するよう強く要請するというものであります。

それでは、項目別に説明させていただきます。

1つ目として、現行森林、林業基本計画に基づく施策の着実な推進と、平成28年度を始期とする森林、林業基本計画に、主伐、再造林の推進をはじめとする資源の循環利用に向けた具体的政策を反映させる等、地域林業における課題解消に向けた新たな政策の確

立を図ること。これが1つ目であります。

2つ目に、森林、林業基本計画の着実な推進及び地球温暖化防止森林吸収源対策に係る平成28年度予算の確保を図ること。

また、地球温暖化対策に必要な不可欠な森林吸収源対策の推進を図る為、地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策を追加する等、森林整備推進等のための安定財源の確保を図ること。これが2つ目でございます。

3つ目は、地球温暖化防止に係る森林吸収源対策については、森林資源の循環による吸収量確保に向け、皆伐跡地の確実な更新及び、再造林に必要となる苗木の安定供給体制の確立、種苗事業体の育成対策を強化すること。また、造林木保護のための鳥獣害対策の強化を図ること。これが3つ目に網羅されております。

それから、4つ目ではこういうことがいわれております。木材自給率50パーセント以上の達成に向け、地域材を利用した公共建築物の木造化、新たな木材利用の創出及び木質バイオマス等の利用促進を図るとともに、地域材及び認証材の計画的供給、販売体制の確立を図ること。

5つ目にですね、地域振興、山村振興に向けて、地方創生と連動した森林等の保全の推進並びに山村における産業基盤及び生活環境の整備の促進を図るとともに、地域資源を活用した林業、木材関連産業の振興による地域林業の確立、定住促進に向けた地域の中小企業者における受注機会の増大、所得の向上に向けた支援、雇用の拡大、改善を行う企業に対する支援等、必要な方策を講じること。また、国の事業の発注にあたっては、事業体の育成、確保の見地に立った都道府県を基本単位とした入札参加資格、植栽から下刈りまで一括した複数年契約の導入など、山村地域の振興、林業における地元雇用の安定的な確保を図れる入札制度に見直すこと。

6つ目に、条件不利地域など適正な整備が進まない森林については、水源林造成事業等による公的森林整備の拡充を図ること。

また、国有林野事業については、公益重視の管理経営と、組織、技術力等を活用した民有林への支援を一層推進し、地域への貢献が果たせる体制の確立を図ること。

以上、6項目をですね、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣他各大臣、長官に意見書を提出するものであります。なお、意見書については皆様のお手元に配布

議長

してありますので、よくご参考にしていただきたいと思います。どうか皆さん、産建委員会以外の議員の皆様もどうかこの、我々の結果に対して賛成をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

以上で趣旨説明を終わります。ありがとうございました。

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りします。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、発議第10号森林、林業政策の推進を求める意見書の件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、閉会中の継続審査、調査の申し出についての件を議題とします。

お手元に配布してある申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査、調査の申し出がありました。

ここで、お諮りします。それぞれの委員長からの申し出により、閉会中の継続審査、調査に付することに、ご異議ありませんか。(自席より、なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

暫時、休憩します。

(休憩時間:10時44分)

事務局より、田島議員一般質問差し替えの連絡、配布。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:10時47分)

日程第14、一般質問を行います。

質問時間は、1人40分以内、答弁時間も40分以内とし、一問一答方式で行います。また、反問権について、執行部は反問する場合、反問しますと発言の上、挙手願います。質問の通告が5名ありました。それでは順次、これを許します。

初めに、平山照生君、件名は、野根文化会館屋上へ通じる避難階段の設置について、他2件であります。答弁者は町長他となっております。

平山照生君、質問を始めて下さい。

2番議員

(平山 照生議員)

それでは、私からは3件一般質問をさせていただきます。

1件目は、野根文化会館屋上へ通じる避難階段の設置についてです。

町内では、甲浦、生見、野根と津波に対する避難タワーが設置されています。ただ、現時点においてこれらの施設で十分であるとはいえませんが、費用、場所などを克服しなければいけない条件を考えると、早急に避難場所を十分確保することは難しいといえます。

そこで、町内の現在ある施設を利用して、津波避難場所を確保する事が手近であり、実効性が高いと考えます。野根文化会館を津波避難場所として検討してみると、1階天井付近は、現在予想される津波の高さよりも高く、建物も丈夫です。中庭から2階の屋上まで比較的簡単に、安く避難路を作ることが出来ます。このため、野根文化会館は津波に対する避難施設として適しており、町が避難施設としての整備を進めるよう、町の答弁を求めます。

議長

(今宮 裕明議長)

大坪総務課長補佐。

総務課長補佐

(大坪 靖幸総務課長補佐)

平山議員のご質問にお答えします。

野根文化会館付近の津波の浸水深は、津波避難マップで約1メートルから3メートルと想定されております。当施設の屋上は、19.3メートルの高さがあることから、津波避難場所に指定されているところでございますが、休館日等に屋上へ避難する手段は現在ございません。

今後において、防災事業の優先順位や財源の確保など協議しながら、避難階段設置に向けて検討して参りたいと考えております。  
以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)  
2番、平山照生君。

2番議員

(平山 照生議員)

よろしく申し上げます。

それでは、質問の2件目に入ります。

甲浦変電所付近一帯の浸水対策についてです。始めに、通告書のうち、ナベシコ川と標記しているところがありますが、ナベシ川の間違いですので、訂正をお願いします。最近の気象が異常なのか、豪雨が普通なのかよく分かりませんが、甲浦変電所付近から番屋後にかけての一帯は、昨年、今年と連続して浸水被害にあっており、もはや常態化しております。現地は番屋後付近からナベシ川を町道沿いに下り、小池川に合流し、更に変電所まで下がり、小池川に抜ける水路と番屋後付近から山麓沿いに荒神さんまで下り、変電所横の水路に至る2つの水路で囲われた土地です。浸水被害が発生する原因と思われるものの第一に、現在の排水能力が豪雨時に不足していること、次に、荒神さん付近の標高がちょっと高くなっており、このため雨水をせき止め、水位が上がり、雨水が付近の民家に流れ込むこと、3番目として小池川の水位が上がった場合に、小池川に簡易堰がありますが、その堰を通じて逆にこの場所に流れ込んで、かえって水害の程度を増すというふうと考えられます。

従って、十分な排水能力を持った排水計画、簡易堰については、農家の方による管理方法の確立を含めた早急な対策が必要であると考えますが、町の答弁を求めます。

議長

(今宮 裕明議長)  
手島産業建設課長補佐。

産業建設課長補佐

(手島 憲作産業建設課長補佐)

平山議員の質問にお答えします。

平山議員の指摘場所で、去年、今年と連続して浸水被害のあった

場所なんです、字ヒケカ尾につきましては県管理になりますので、室戸事務所に連絡をしております。室戸事務所も現地確認をしております、オーバーフローしないよう対策を検討すると聞いております。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

2番、平山照生君。

2番議員

(平山 照生議員)

よろしくお願いします。

それでは、3番目の質問に入ります。役場が事業を実施するにあたっての基本的な考え方についてですが、受益戸数が少ない場所の町民が、例えば道路の舗装とか、水道管の新設などの仕事を役場に依頼した場合、役場から部落長名で依頼してくれとか、部落の同意を得てくれなどと言われることがたまにあります。

また、受益戸数が少ないことを理由として断られることもあり、さらに用地の取得が必要な場合は、町に用地を提供しないと事業ができないと言われることもあります。町の中心付近の町民は、このようなことはほとんど経験ないと思われれます。例えば良いかどうか分かりませんが、現在行っている甲浦溝渚石油付近の町道改良工事では山の一部を削り、道路を拡幅し、側溝を整備して舗装する工事ですが、この工事をするにあたって、地域住民や部落長が役場に陳情したとは聞いておりません。

一方では、町事業を行うのに部落をあげての要請や用地提供が条件とされ、他方では当たり前のように何事もなく普通に事業が行われます。

このようなことはおかしいと思いませんか。この両地区の違い、特に地区によっては条件が必要とされることはどうして起きるのか、また、住民の公平を謳った地方自治法10条1項と2項では、簡単にいうと住民と県民について規定し、同じように権利を持ち、義務を負うと平等にするように書いてありますが、この関係ではどうなるのか、基本的なことですので、町長の答弁を求めます。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

それでは、私の方から役場の事業に対して基本的な考え方についてお答えを致します。

事業を実施する基本的な考え方については、町財政が厳しいこともあり、予算については計画的に有利な補助金や起債等を活用して実施をしております。その中では要件があり、要件を満たさない道路や事業は町単独事業となりますので、できるだけ町の財政負担を抑えた修繕や改良等の事業を優先していくことしております。

また、区長名での要望や陳情については、その地域での必要性や緊急性について、地域での話し合いの中で決定していただいた方が町としても予算に限りがありますので、より必要性の高いものが選定され、地域にも納得していただけるのではないかと考えております。

当然ながら、危険性や緊急性が高いものについては、受益戸数に関係なく実施をしていかなければならないと考えております。また、用地の無償提供をしないと道路の拡幅などはできないということではございませんが、先ほど言いました、補助金の要件等に満たない場合は、町単独事業となりますので、限りある予算の中で優先度を上げる要望手段の1つと、方法としてのお話だと思っております。

私の方からは以上です。よろしくお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

平山議員にお答えをいたします。

地方自治法の関係でしょうか。地方自治法第10条はですね、住民の基本的な権利と義務を規定しております。またこれは、その他の法律や条令などに共通して具体化されていくものであるというふうに考えております。役務の提供をですね、等しく受ける権利ということに関しまして、田舎も都会も関係ないというふうに思いますけれども現実にはなかなか、それぞれの町の実情であったり、先ほどの課長答弁のように財源的な問題があるわけでございまして、本町も厳しい財政状況でございます。

このような中、過去からはですね、できるだけ有利な制度ということで補助事業の適用を模索して事業化を図ってきたところでございます。例えば、有利な事業と致しまして、過疎対策事業というのがございます。これも延長してきておりますけれども、この事業を活用すれば、単独事業であっても町債を借り入れすれば、70パーセント後年度国がみてくれるということですので、この過疎対策事業を主体として取組んできたということですが、この事業を活用するにいたしましても、例えば町道を整備する場合にはですね、4メートル以上の拡幅が必要、あるいは延長が100メートル以上がなければ採択要件にならないというような様々な要件があるわけでございます。

例えば農道の場合であってもですね、受益面積が10ヘクタール以上の補助要件であったりするわけでございます。そのような中で今はですね、若干緩和されつつありますけれども、有利な起債の発行、これも全国的な枠組の中で調整をされてきたりしております。そういった中取組んできた中で補助事業にも乗らないような箇所ですね、そういった所が残されていっているということも現実にあるわけございまして、それを町単独でどれくらい予算が組めるのか、対応できるのかということで毎年予算編成をしているわけでございます。この中で純粋な町単独の財源ということになれば、一般財源はどれくらい必要になるのかということになってくるわけですが、本町の財源はですね、町税が年間1億6千万円位しかないということでございますので、これをどのようにやりくりしていくかということが厳しいところでございまして、本年度の当初予算でも、3億円の財源不足という中で予算編成をしてきております。現在の予算におきましても、維持修繕費だけでもですね、3,200万円の一般財源を要しております。また、災害関連での一般財源は1千万円を超えております。

そのように一般財源が毎年要るわけですが、自主財源の多さによりましてですね、当然、大都会と田舎の受益の度合いも政策も、その中身も当然に違ってくる現実がございます。わかりやすくいえばですね、高速道路の取組でございますけれども、これも都会の方は4車線化ということが課題になっておりますけれども、我々のところは1本も繋がっていない、一般国道の国道55号線しかないという現実があるわけございまして、この取組についても、いつも理不尽な思いのなか取組んでいるところでございます。本町の厳しい

財政構造ということをご理解を願いたいというふうに思っております。  
以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)  
2番、平山照生君。

2番議員

(平山 照生議員)  
産建課長や町長の答弁で町の努力もよくわかるんですが、私が言いたいところは、部落単位で、特に奥の方とかへ行ったら部落が部落の機能もあまりしなくなってきたようなこともあるので、部落決議とか部落長名で要請されても中々できにくいところもあるので、仰られることはよく分かりますが、できるだけ負担がないようにしてやって欲しいと思います。  
以上で終わります。

議長

(今宮 裕明議長)  
平山照生君の質問が終わりました。

続いて、福島登君の質問を許します。件名は、海の駅運営協議会の開催状況について、ほか5件であります。答弁者は、町長、各課長となっております。  
福島登君、質問を始めて下さい。

1番議員

(福島 登議員)  
議長、質問の機会を与您いただきありがとうございます。  
私からは、まもなく再開から2年になる海の駅の管理体制等について、集中して質問したいと思います。出来る限り簡潔にしたいと思っておりますので、皆様方のご協力よろしくお願いいたします。  
初めの質問で、海の駅運営協議会の開催状況等についてでございます。運営協議会の委員の構成と会議の開催状況等についてお聞きをします。  
また、海の駅の管理を託している現場の責任者はどなたか、またその方はどのような明確な権限を持っており、どのような責任を果たしているのか、まずお聞きをいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

福島議員の質問にお答えいたします。

海の駅運営協議会の役員構成については、会長1名、副会長1名を含めまして、委員は全部で12名の構成となっておりますが、開催状況は平成25年8月28日から平成26年7月17日までに7回開催しておりますが、それ以降は開催しておりません。

また、現場の責任者については、海の駅に配置している町職員が責任者でありまして、海の駅の運営全般、施設及び職員の管理監督の責任となります。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

再問です。今の答弁で予定しておりました再問をちょっと変えさせていただきます。

今、答弁がありました運営委員会の構成について、今、委員が何人とかいうお話がありました。これは今のところ再任されていないんじゃないですか。(議席より、任期は切れていると発言あり。)そうですね。ということは、ないということですね、実際には。そうですね、そうですね。それに基づいて再問に移りたいと思います。

平成25年9月13日付けで配布された海の駅東洋町出品者募集要項7の審査の方法です。出品許可は運営協議会に諮り、決定するでございます。現在、再任がされていないような会ということでございますが、現在新たに出品の申し込みがあった場合は、どのようなメンバーで審査をして、どなたが決定しているのかお聞きをいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

出品許可につきましては、過去の運営協議会で決定した内容を踏襲いたしまして、課長、副町長、町長までの決裁で許可をしております。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

再問です。海の駅を役場が経営する以上ですね、一般住民や経営者などの考えがある一定必要と考えて、当初は運営協議会に一般の方も入っていたように思いますが、今後このような運営協議会の再開の考えがあるか、もう一度答弁をお願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

福島議員にお答えいたします。

現在は、ご指摘のとおりですね、運営協議会の委員が任期切れとなっております、休止状態ということになっております。当初はですね、色んな問題がございました。偽装問題とかですね、色んなことが想定されましたので、第三者機関的な運営協議会を発足いたしまして、その中で色んな意見を聞きながら運営をしてきたというところがございます。これが、できればもう1年くらいですね、お願いしたいなという気もございましたけれども、現在は出展者の状況からみますとですね、ある程度落ち着いてきたのかなというふうに思っております。

そういった流れの中で、許認可のことで問題点があればですね、内部で検討をいたしますけれども、できるだけ出展者の意向も尊重していきたいというふうに思っているところでございます。また、大きな運営方針といいますか、そのようなことが転換するような時、例えば後にも出てきておりますように、指定管理者制度とか、そういった大きなことにつきましては、当然に議会とも協議をしていかなければ

ならないと思っております。

現在のところは、個々の問題につきましては、その都度出展者全体への周知を図っていくことが大事だというふうに思っておりますので、今後ともご指導の程よろしくお願い申し上げます。

議長

(今宮 裕明議長)

1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

一般的な考えとしてはですね、ある一定程度現場に任せることも必要だと思いますが、何から何までというのもあれですが、現場にたくさんのかんことを任せますとですね、やはり放任経営にも繋がってくると思いますので、また、いざ経営となった場合は国や県の補助も使っており、税金を投入している以上ですね、広く住民の方にも理解していただいてご支援いただくことや、営業の収支を考えるなど経営者の責任も、責任を持って今後運営をお願いしたいと思っております。

ぜひ、一般の方も入る運営協議会の再開と、経営者である町長の権限で、現場の命令系統を明確にしてですね、主任者なり駅長がしっかりとした組織運営ができるように体制の整備をお願いいたしまして、次の質問に移ります。よろしいですか、次に移って。

2つ目の質問でございます。

海の駅の危機管理体制の整備状況等についてでございます。前回の建物が火災にあった際に店内の商品や販売実績、顧客データ等が焼失し、出品者や納入業者に多大なご迷惑をお掛けいたしました。休業の間も住民や観光客の利便性やご期待に応えることができず、観光面も含めて多大な損失となり、従業員の生活不安にも繋がりました。前回火災後ですね、当時の経営者は、防犯や防火の発生を知らせる設備の設置を怠っていながら、火災発生や緊急対処について、責任がまったくないかのように出品者や納入業者に説明し、大いに非難を受けました。私もその現場に出品者の一員として出席し、責任を問いただしたことを覚えております。

このような教訓を踏まえて、現在の防犯、防火等の設備と、販売実績や顧客データの管理についてお聞きします。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

お答えいたします。

防犯体制や設備についての詳細についてはですね、公開をすれば防犯対策面での都合が悪い部分もございますので、簡単に説明をさせていただきます。

まず、設備面では、警備会社と連携をした監視カメラによる警備を敷いています。平成27年度は、現在のところ施設の破損等にはあっておりません。

また、万引き等についてはですね、運営に係る重点項目の1つとして従業員に体制を敷くように周知しております。防火設備に関しては、消防法に定める設備は備えております。また、販売実績や顧客データ等の管理については、ポスレジシステムでバックアップはできておりますが、それを町外にあるデータセンターを利用するには費用が掛かることから、システムのクラウド化はしておりません。

今後、データ管理については、バックアップデータを本庁等で管理できるように、費用が掛からない方法で検討をしていきたいと考えております。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

再問です。大きな災害などが起きた場合にですね、企業や行政機関が事業を続けたり、早く再開させたりするために事前に作っておくBCP、いわゆる事業継続計画について、海の駅にも必要だと思いますが、執行部の考えをお聞きします。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

再問にお答え致します。

BCPについても、今現在はできておりませんが、今後、検討をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 (今宮 裕明議長)  
1番、福島登君。

1番議員 (福島 登議員)  
ぜひ、先ほど申し上げた教訓をふまえてですね、危機管理体制の整備や現場への周知徹底に取り組んでいただけるようお願いして、次の質問に移りたいと思います。  
3つ目の質問です。  
海の駅の避難マニュアルの整備等についてでございます。地震や津波等の災害が発生した場合の、お客様や従業員の避難マニュアルの整備等についてお聞きをいたします。

議長 (今宮 裕明議長)  
伊吹産業建設課長。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)  
お答えいたします。  
従業員やお客様の避難マニュアルについては、策定はできておりません。現在、避難できる場所や施設については、再度従業員に周知し、災害状況に応じて避難誘導が行えるようにしていきたいと考えております。  
以上です。

議長 (今宮 裕明議長)  
1番、福島登君。

1番議員 (福島 登議員)  
再問を予定してませんでしたでしたが、少し再問をさせていただきたいと思います。表題はマニュアルの整備ということで、ソフト面になっていると思います。災害発生時にはですね、案内板とか避難経路の表示、このあたりも必要になってくると思います。再問として通告はしておりませんが、答弁ができるようならお答えをいただきたいと

思います。よろしく申し上げます。

議長 (今宮 裕明議長)  
松延町長。

町長 (松延 宏幸町長)  
県のですね、人工地盤がございます。そこには看板もあるわけですが、今回増設計画が進んでおりますので、その時にですね、改めてまた看板の設置なり考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 (今宮 裕明議長)  
1番、福島登君。

1番議員 (福島 登議員)  
もうすぐ2年になります。2年間営業した中ではですね、普段の日やイベント開催時の利用客数などのデータがあると思ひますので、過去の災害におひても訓練が役立った事例もたくさんございます。安全な避難の前提となるマニュアルは、お客様を集める施設の責任におひてなくてはならないものだと私は考えておひます。早急の整備と訓練の実施等をお願ひして、次の質問に移ります。

4つ目の質問です。海の駅の職員指導等、現場の管理体制についてでございます。海の駅のサービス業としてのお客様対応など、現場職員の指導管理体制について、1つ目の質問と重複するご答弁もあるかと思ひますが、ぜひ、お聞きをいたします。

議長 (今宮 裕明議長)  
伊吹産業建設課長。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)  
お答ひいたします。

海の駅の新装開店前後にはですね、アドバイザーによる接客講習を実施してきておひましたが、それ以降は現場責任者から朝礼等で、お客様の立場に立って物事を考える接客をするように指導を行っております。

なお、接客についての改善すべき点がありましたら、ご報告をいただけましたら、今後指導等を行っていきますので、よろしくお願いいたします。また、意見箱は今現在設置されておられませんので、その設置についても今後検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。それと、新しくなった従業員の方もいますので、今後接客講習については検討していきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

今、ご答弁の中にありました、何箱でしたか(議席より、意見箱と発言あり。)意見箱の設置につきましては、一般的な企業もたくさんあると思います。ただ、設置を今後考えていただけるということで、設置場所はできたら従業員が目の前とか、そういうのはやめていただいて、できるだけ投稿しやすいように設置していただけるようお願いいたします。

再問に移ります。雇用の際にですね、お客様対応や販売している商品の情報など販売システムの説明をするのは、これはもう当然のことです。海の駅の職員の皆さんは、朝礼の時や終了の時などで伝達事項の確認や、新メニューを考えたり、またLINEなどで情報の共有をしているとお聞きしています。

これは大変良いことだと思います。この12月からは生産者かわら版も発行されているということで、新たな取組も始めたということをお聞きしています。ただですね、住民やお客様からですね、サービス業としてのお客様対応が低下しているとの声をお聞きしています。臨時職員であろうがですね、パート職員であろうがですね、サービス業の職場でお客様を快く迎えるような接客をしてですね、その対価として賃金をいただき、生活の糧としているわけです。お客様からこのような声が届いたときは当然、先ほどの答弁にもありましたが、ある一定の期間を定めて、職員研修など実施するお考えがあるか、もう一度期間等を含めてお聞きします。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

再問にお答えいたします。

まず、具体的な内容についてはこれから決めていきたいと思しますので、先ほど言われました職員研修、接客講習については、今後必ず計画して、検討していきたいと思しますので、よろしくお願ひします。

議長

(今宮 裕明議長)

1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

ぜひですね、海の駅の職員の皆様には、自分たちの職場である海の駅を東洋町の玄関、観光の窓口とさせていただき、お客様をぜひ、笑顔で迎えていただきたいと思います。次の質問に移ります。

5つ目の質問です。海の駅の食品衛生に係る取組についてでございます。海の駅内での食品衛生取扱主任者、いわゆる食品衛生取扱者の役割と責任についてお聞きします。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

お答えいたします。

レストラン部門にはですね、食品衛生責任者を置いておりますが、その役割と責任は食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が必要な場合は、営業所に対し改善を進言し、その促進を図ることになっております。

議長

(今宮 裕明議長)

1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

今、お答えいただいたのは、食品衛生法の中でうたわれている部

分だと思えます。食品衛生責任者の役割としてはですね、その他に保健所等が行う講習を定期的に受講して、最新の食品衛生情報を入手し、それらの情報の中に今回、高知県でも発生したノロウィルスなどの食中毒防止などの要請があれば職場で対策を行うことや、従事者に対してですね、効果的な衛生教育、訓練を行うことなどが求められています。

このような活動をぜひ行っていただきたいと思えます。

最後の質問に移りたいと思えます。最後に、海の駅の来年度の経営計画等についてでございます。まもなく東部博が終了いたします。東部博終了後の更なる集客と観光の拠点としての取組、経営計画、指定管理等への移行についてお聞きをいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

お答えいたします。

東部博終了後については、観光関係機関と協議をし、観光拠点施設として海の駅の集客を図っていきたいと考えています。

また、指定管理者については、今後、早急に取り組んでいかなければならない重要な課題だと考えていますので、そのためには、しっかりとした運営ができる団体や組織に任せたいと考えております。そういう団体ができるように、また取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

今後も計画的な集客や観光の取組と、計画的な経営をお願いするとともにですね、受ける方がいないなどを理由に何時までも役場経営にならないように、公募方式を検討するなど、指定管理等への模索を続けていただきたいと思えます。

また、役場経営の間は、町長のお力で指揮命令系統を明確にした組織運営をお願いして、私の質問を終わりたいと思えますが、もし町

長のお力で指揮命令系統ということで、何か町長ご答弁いただけるならそれで終わりたいと思いますが、よろしく願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

福島議員にお答えいたします。

過去からのこともございますので、できるだけ私も口出しはしないという方針で来たわけですが、慣れといいますかね、そういったことが出てきたら、やはり指揮命令系統も含めて自分なりの指導をしていかないといけないということも思っております。

そういった中で、指定管理者制度についてもですね、その意向はなかなか現状といたしまして、現在の様々な状況では事務的なことも含めましてですね、難しい状況にあるのではないかなというふうに思っております。しかし、いつまでも町直営ということもふさわしくないというふうに思っております。民間主導の経営が理想というふうに思っておりますが、なかなかですね、現状は難しくもあると、検討協議をしながらですね、専門的な知識や経験のあるような方を駅長に迎えたらどうかというふうなことも考えております。その中で指定管理者制度も含めたような受け皿を模索していくというような方法も考えていきたいというふうに思っております。しがらみのない組織を構築していきたいという思いもございます。運営方針にしてもですね、あれもこれもというようなことではなくて、あれかこれかというように優先度を絞ってやっていきたいなというふうな思いも持っております。

地域密着型という形でスタートをしているはずですがけれども、今後はですね、色んな多様な取組も必要となってくるわけですが、中々ですね、まだ時間が必要ではないかなと思っておりますので、今後ともですね、建設的なご意見をお聞かせ願えればと思っております。

今後ともよろしくお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)

福島登君の質問が終わりました。

続いて、高島俊彦君の質問を許します。件名は、家具転倒防止対策について、ほか2件であります。答弁者は、町長他となっております。

高島俊彦君、質問を始めて下さい。

3番議員

(高島 俊彦議員)

それでは、私の一般質問をさせていただきます。

南海地震対策について、3点ほど質問いたします。よろしくご答弁のほどお願い致します。

まず、1番目といたしまして、家具転倒防止対策についてお聞きいたします。地震が来れば、すぐ逃げるとというのがうたい文句のように言われてきましたが、逃げる事ができれば幸いであり、家具などの転倒により、逃げる事ができない人たちも多分に出てきます。

現在、東洋町防災士連絡会が、家具転倒防止対策に取り組んでくれておりますが、町もその必要性を広報などに載せ、積極的にアピール、後押しをしてはどうか。防災士連絡会や大工さん、シルバー人材センターなどをお願いし、東洋町全部の家が家具転倒防止策をするようにできないものか、考えをお聞きいたします。

よろしく申し上げます。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

それでは、高島議員のご質問にお答えします。

家具転倒防止対策につきましては議員のご指摘のとおり、より啓発活動を実施し、防災士連絡会はもとより、その他の方々とも今後協力していきながら、住民の皆様方に対しまして、更なる事業活動を促進させていきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

3番、高島俊彦君。

3番議員

(高島 俊彦議員)

現在、町には家具転倒防止策等対策補助金がありますが、利用

した件数を分かれば教えていただきたい。

議長

(今宮 裕明議長)  
生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)  
お答えいたします。現在は0件でございます。  
以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)  
3番、高島俊彦君。

3番議員

(高島 俊彦議員)  
その補助金の利用が現在は0ということで、町民の方も南海地震がこの1、2年の内に必ず来るということであれば、この家具転倒防止策も積極的に取組むのですが、10年、20年、30年後かも分からないということになれば、なかなかお金もいることですので、取組めないものです。

しかしながら、地震が起これば命取りにも繋がります。今なら町補助金が人件費1万円、取付器具代1万円が出ます。防災士の方に話を聞けば、この2万円の補助金だけでそこそこの家具の転倒防止対策ができるように聞いております。ぜひ、ラジオやテレビで放送されているような地震一口メモのように、広報に毎回載せるとか、色々なアピール方法を取り、東洋町全部の家がこの地震対策、転倒防止対策ができるよう、お願いいたします。

2つ目の質問に入りたいと思います。福祉避難所についてお聞きいたします。災害時における避難所等の指定を行っているが、その中で、福祉避難所について福祉センターを指定しておりますが、実際に災害が起こった場合、どのような運営をするのか。また、社会福祉協議会と連携は取れているのかお聞きいたします。

議長

(今宮 裕明議長)  
光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

高島議員にお答えしたいと思います。

現在、町内で福祉避難所として指定しているのは、地域福祉センターだけです。運営については、避難所ということで、町が開設して運営するようになります。また、社協についてですけれども、社協については、通常ボランティア関係の仕事は災害が起こった場合は比重を占めてくるということが予想されておりますが、なおですね、福祉避難所についても協議はしていきたいと考えております。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

3番、高島俊彦君。

3番議員

(高島 俊彦議員)

再問致します。

一般的に、甲浦小学校等の避難所に比べて福祉避難所は障害者など、介護等の必要な場所になるわけではありますが、ベッド、車いす等の設備及び避難された方への福祉対応についてどこまで準備されているのか、また、実際に南海地震が起こった場合、新想定では町の3分の2が津波による浸水が想定されており、当然福祉センターも浸水により使えなくなります。その時は福祉センター以外のところに避難所を考えているのか、障害者など介護が必要な人達への対応が非常に難しくなると思いますが、どのように考えているのかお聞きいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

再問にお答えしたいと思います。

例えばですね、福祉避難所に必要なものとしては、折りたたみ式の簡易なかたちであったとしても、ベッドとかですね、ついで、プライバシーが保護出来るようなものは当然真っ先に必要になって参ります。

現在、ついでなどについてはですね、ヘリポート横の倉庫の中に80基くらいはとりあえず、予算との絡みもありますので一遍には

いきませんが、順次そういうものを揃えていっているところで、また万一ですね、浸水をした場合などについてはですね、例えば自衛隊などが持っております、エアドーム式の医療用のテントなども検討しても良いのかなと考えております。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

3番、高島俊彦君。

3番議員

(高島 俊彦議員)

再問いたします。

地震の際、起きるであろうと思うことは全て想定し、その時の対応策を計画し、1人でも多くの人達への助けになるよう努力していくのが行政側の仕事だと私は思っております。よろしく願いいたします。

3つ目の質問に入らせていただきます。指定避難場所の運営についてお聞きいたします。指定避難場所では、災害時に運営できることが一番大事なことであるのですが、どのような計画を持っているか考えをお聞きいたします。

よろしく願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

それでは、お答えいたします。

指定避難場所の運営につきましては、現在、県において、県下の避難場所運営指針となる、避難所運営マニュアルを作成中であります。

このマニュアルは、住民が運営するということが主体となっております。そのマニュアルが作成次第、住民と協議のうえ、検討していきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

3番、高島俊彦君。

3番議員

(高島 俊彦議員)

再問いたします。

過去において、町内の医療機関と連携したトリアージが開催されたことがあります。近年のような単発での避難訓練ではなく、避難誘導から避難所運営に連動したものであるべきだと思います。行政側の計画を一方向的にこなすのではなく、町民と一体化した訓練でなくてはなりません。町には防災計画書があります。その中の南海地震対策の概略版などを作り、町民にも行政側の計画を知ってもらい、そして災害時には町民と共に運営するような、ソフト面での指導も取り組んでいかなければ、実際に避難したものの、何をどのようにしていいのか一般の人は分からないと思います。災害時に当然、役場の職員も災害場所や避難場所に指導に来られるかどうか分からないと思います。

今後の防災訓練に対して、どのような計画を持っているのかお聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

それでは、お答えいたします。

訓練の内容ということでございますけれども、先ほど申し上げました避難所運営マニュアルというものは、基本的に住民が運営するマニュアルとなっております。中々、行政だけでは運営できないということで、今現在作成しておりますが、その内容が凄くボリュームがございます。

また、そのマニュアルができましたらですね、また皆様方と地域に入って、再度作り直してということになりますので、それを踏まえて今後の訓練の内容に検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

3番、高島俊彦君。

3番議員

(高島 俊彦議員)

再問いたします。

実際に南海地震が起これば、想定外のことが多分に起こるでしょう。東日本大震災、過去に起こった数々の地震を教訓に、南海地震が起こった時、今以上に役に立つような避難訓練にさせていただきたいと思います。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長

(今宮 裕明議長)

高島俊彦君の質問が終わりました。

引き続き、小松熙君の質問を許します。件名は、商工持続発展支援事業についてほか1件であります。答弁者は町長ほかとなっております。

小松熙君、質問を始めて下さい。

4番議員

(小松 熙議員)

本年度から取り入れた商工持続発展支援事業について、希望書も多く良いことと思うが、この事業は来年以降も続けていくのでしょうか。

それとは別に、東洋町の名物、特産品を作る上げるよう取組んではどうか。東洋町の名物は野根まんじゅう1つだけより、2、3個あれば良いと思います。特産品としてはポンカンがありますが、作り手が高齢化し、近年下降線をたどっています。ポンカン園の放棄地もかなり出ています。その対策も必要でしょうが、次の特産品及び名物を作り上げることも必要と考えます。作り上げた人に対して報奨金を与えても良いと思うが、いかがでしょうか。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

小松議員の質問にお答えいたします。

商工持続発展支援事業補助金については、平成27年度から5年

間は予算の範囲内で継続して実施をしていきます。

特産品については、地域活性化プラン等の補助金を活用していただき、色んなアイデアを出していただきたいと考えています。また、その報奨金については、今後イベントの中で取組むことができないか検討をしていきたいと考えていますので、よろしく願います。

議長

(今宮 裕明議長)

4番、小松熙君。

4番議員

(小松 熙議員)

それでは、検討をよろしく願います。

次にいきます。観光客が来て面白いと思うようなものを作ってみてはいかがでしょうか。

今、東洋町の観光客はサーファーが年間8万人くらい来ているのが主体です。観光客が再度来てみたいというものを作れば、何十万人かの観光客を呼べるのではないかと。他所の観光地と比べても、ひけをとらない自然風景もあると信じるが、アピール力が足りないと思う。東洋町には若い人がたくさん来ているので、例えば幸せの鐘、これは全国あちこちにありますが、こんなモニュメントを作ってみてはどうか。

昔、私は観光協会の会長を10年くらいした経験がありますが、その時は各種大会、イベントを開催することによって、交流人口の拡大を図りました。今思えば、アピールにも力をいれるべきだったと思います。白浜から見えるおはるの鼻言うんですかね、通称何とか石と言っておりますが、もっと綺麗なネーミングをすれば観光地になるのでは。

先日、白浜他で写真の撮影会をしたと聞きましたが、その展覧会は開催しないのか聞きます。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

お答え致します。

小松議員が言われるとおり、本町には素晴らしい風景や自然がた

くさんあります。私たち住民には、ごく普通の風景でも、都会の人達から見れば素晴らしい風景だとよく聞きます。そういう都会の目線を持った方や、観光関係者等で東洋町の自然を活用した観光事業を今後、検討していくことも必要だと考えています。

先日、観光振興協会主催によるカメラ女子旅で、本町の自然や風景の撮影会などが実施されました。また、甲浦小学校でもカメラを使った課外事業として実施されております。この展示会については、海の駅で年内に開催予定と聞いております。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

4番、小松熙君。

4番議員

(小松 熙議員)

私は何も幸せの鐘を作れというのではありません。この幸せの鐘というのは、全国に何十箇所もあります、モニュメントが。二番煎じよりも東洋町独自のものを作り上げられないかと思えます。

先日、私はせんべいの土産をもらいました。従業員が我先に食べてくれましたが、それはせんべいの味ではなく、袋及び包装紙が金持ち神社と印刷があったためです。このように、人を引きつけるものがあれば人は関心を持ちます。観光地に向かっても、このように人の関心を引くようなものを考えて全国へネット等で発信すれば、観光客も増えると思うので、よろしくお願いします。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

小松熙君の質問が終わりました。

ここで、休憩をします。再開は午後1時15分でお願いします。

(休憩時間:11時54分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:13時15分)

若干、再開時間を遅らせたいと思いますので、ここで暫時、休憩します。

(休憩時間:13時15分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:13時17分)

続いて、田島毅三夫君の質問を許します。件名は、芸東森林組合の不正見逃しの町職員の責任について、ほか12件であります。答弁者は、町長ほかとなっております。田島毅三夫君、質問を始めて下さい。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

それでは、一般質問させていただきます。

まず、1番目の質問として、間伐製品の未集計、その他の問題についてということで、何点かお聞きしたいと思います。

平成24年度の間伐事業は、町から芸東森林組合に委託しました。その時、面識のない職員さんが指導員として235日間も間伐作業したことが作業日誌に記されていたため、不当取得として、補助金の返還を求めて、県を相手に住民訴訟が起こされました。

しかし、補助金適化法の補助金の取り消しで訴えておれば審議できたが、補助金返還では審議できないとして請求の趣旨のミスを理由に棄却されました。つまり、不正がなかったとは判決されていないのであります。

しかし、町職員は、なぜ面識のない職員が235日も出務したことを、日誌や完了報告書に記載されているのに、組合に対して再審査及び修正を求めなかったのか。その答弁をお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

田島議員の質問にお答えします。

平成24年度の緊急雇用森林環境保全事業については、県、町、芸東森林組合で再度、書類等の検査を確認致しております。作業日誌等、実態の合わない部分が一部ありましたが、その実態が合わない部分については補助対象外経費として修正をされ、すでに処理を

されておりますので報告いたします。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

今、課長から一部と言われましたが、一部ではありません。ほとんどです。それを、まず指摘しておきます。

私がこの問題をここで取り上げたのはどうしてかという、森林組合に対する責任は今まで追及してきました。

しかし、その森林組合からは、日誌の改ざんを認めただうえで、一部と言われましたが、ほとんどですから。認めただうえで、一回、二回と人数の修正をしております。事業報告書やら、あるいは、タイムカードなどを付けて、それらもつじつまの合わないものですけど。それを付けて、修正してきて、当初235日やったのを最終的には3百何人まで出たという修正をしてきて、つじつまを合わせております。

そういうことに対して私は、町職員がその事業を執行中、あるいは、また完了したときに、その報告書類を見て、それをなぜ指摘しなかったのかという責任をお聞きしているんです。

もう一度、答弁お願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

田島議員の質問にお答えします。

すでに、この事業についてはですね、田島議員から高知検察庁にも告発状が提出されておまして、検察庁からは、その中身について審査、聞き取り調査をされております。審議をされた結果、不起訴とされておりますので、この場で改めてどうこう言う考えは、今のところもっておりません。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

私の言っているのはそうではないですよ。検察であろうが、民事であろうが、そういうことではなくて、この面識のない人が日誌に書き込んで、それをそのまま請求してきた時点で、なぜ確認をしなかったのかと聞いているんです。その完了報告書があがってきたときに、添付された書類の日誌の中に、その知らない人が入っていた、面識のない人が入っていた、その時点でなぜ確認しなかったのかと。

それから、今、あなたが言う刑事どうのこうの言われましたが、あの問題にしても、当時一緒にされよったAさんという方が、私に言ったのは、その方は始めちょっと出てきたが、あとはまったく出てこなかったと、月一回の給料日に給料を持ってきて、私達の書いた日誌をそのまま写して帰って行ったと、こういう証言をもらっているんです。

ところが、そのことが調べる内に2転3転して、ずうっと最終的には言っていないということになったから、結局、検察側はそれ以上追求できないということで引いたんですよ。そういういきさつがあります。

そういうことは別にして、要するに、あなたたちが日誌を見たときに知らない人が、面識がない人が載っていたのに、なぜそのままにしたのかということを知っているんです。

もう一度、お願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

再問にお答えいたします。

私が現場に出て確認できた部分については、修正はされております。

ただし、全部の業務日誌に携わる箇所については、私は全部出ておりませんので把握できておりません。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

結局、要するに、出ておるが出ていまいが一部知ってたら、その一部だけでも、ちゃんとした調査をすべきだったということを指摘しておきます。

2つ目の質問に入ります。

同じく25年度の間伐についての作業日誌によりますと、作業員が5人が約60日間、まあ、その人によって違いますから、約ということを入れておきますが、日誌の約60日間、300人もの日数をかけて製材業務を行ったことが記録されております。

しかし、製品はその25年度は1枚も売れていなかったということで、町の方に報告書があがりました。

ところが、その報告書をあれだけの60人が300日もかけてひいた製材製品が一枚も売れていない、収入あがってないということを見たときに、誰もそれに疑問を持たずに、そのまま判を押して県に完了報告しているんですよ。それで、補助金をいただいて、組合に払った。こういういきさつがあります。

では、製材した製品はどこへ消えたのか。60日、300人がひいた製材、それも4月の17日、年度当初からひいているんですからね。それをずうっと、そんだけの製品をあの狭い所にどのようにして保管したのか。そういうことを聞きますが、どうしても明確な答えが出ません。返事がもらえません。私は、その報告書があがってきたときに24年度と同様、そういう報告書があがってきたことがおかしいということなぜ思わないんですかと。その責任をお聞きしているんです。この収入も出ておれば、それは町の収入になります。財源になります。そのお金をそういうことで、不問にしたことは、大きな損失になります。

そのことも含めて、もう一度答弁をお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

田島議員の質問にお答えします。

この事業は、雇用対策が目的の事業でありまして、製材をした製品を販売することだけを目的とした事業ではございません。

また、製材業務の日数が販売収入にすべてがつながるものでもありません。雇用者に仕事を与えるのが目的でございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

それと、平成25年度事業についても、平成24年度と同様に県、町、森林組合で書類等の検査、確認はしております。製材製品については、25年度中の販売がありました、販売収入としての入金があったのが26年度に入ってからということで、森林組合としては、26年度緊急雇用事業で計上する予定でした。が、県からの指摘もございましたので25年度分の収入として処理をしております。

また、その収入分については、芸東森林組合から町に返還をされ、町から県へ補助金の返還金をしておりますので、すでに処理されております。また、この事業は補助率100パーセントの事業ですので、町の損失も収入にもなりません。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

そう言いますけれども、平成25年度に報告書にはゼロという報告があがってきました。ところが、その25年度には、その購入したという方からは、私は5月25日の25日かフェリーの中で確認したときには、何回か、ようけ板を買うたということを聞いております。

ところが、それがその25年度の報告書にあがっていないんですよ。あなたが今言うように3月25日やったか、ということで事務処理したと言いますけれども、それは3月25日の年度内に買ったのであれば、その納品書をまず付けちよかんといかんのですよ、その25年度の決算の中にね、報告書の中に。

ところが、それが付いていない。付けちよってそれから、それからお金払ったのが遅れたというのであれば、まだ私も納得できますが、25年度の報告があがったときに、その納品書もあがっていないんです。私があとから追求。ごめんなさい。厳しゅう言わしてもろうたときに、それが出てきたんですよ。ところがすでに、5月になってたもん

で、今から間に合わんということで、26年度の収入として計上してきたと。それが今いう県の補助がこれは受け取れんということで、この間の9月の9日の決算では、不能欠損で処理されたと、こういうことなんですよ。

あなたが言う製材製品のことについて言いましたが、25年の4月17日から製材しました。それが300日、300人役やりました。その製材製品だけ以外にもですね、9日間、45日か、約。机やイスの木工製品を作っていると、こうなっております。日誌には。そのことをあなたに聞いたら、あなたは、それは公的機関、まあ例えば、教育委員会とか、例えば、どこそこ課というそういうところに渡したからそれは載っていないんです、無料で渡したから載っていないんですと、こういう説明を受けました。で、その確認を総務課でもしてもらいました。ところが、どこの課も受けていない、申込みしていないんですよ。その木工製品については。では、製材製品がない、木工製品もない、じゃどこへいったんですか、これは。あなたは、誰に聞いたか知りませんけれども。そこでもし、ないということであれば、再度、ないじゃないか、どうしたんだ、ということを確認せんといかんです。それもしていない。だから、そういうことについて、1番についても、この2番についても、私があまりにもこういうことについて対して、職員さんが甘すぎると、ね。チェックが。そのことの今、責任をちょっと厳しく言わしてもらっているんです。

もう一度お聞きしますが、どうですか、やはり認めますか、この怠慢であったということを、自分達がチェックが甘かったことを認めますか。認めてもらえるんやったら、私も質問の方向を変えます。お願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

再問にお答えします。

チェック機能としては100パーセントではありません。それは認めます。ただですね、何も確認していないとかいうことではございません。何回も確認は、こちらの方ではしております。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)  
そういう答弁です。100パーセントでないというたら、99パーセントやってきたということですか。おかしいことです。それは、聞いたけどもわからなかった。わからないものなら、わかるところまで聞いたらいいいんですよ。全部、矛盾があります。いっぱいあります。今いうその4月17日から3月25日の売るまでの間の一年間に製材した製品があれだけの膨大な製品が一枚も見ただことないんですから。これをどこに置いてきたんだ、どこへ保管したんだ、ちゃんとそこまで確認せんといかんのですよ。まあ、これは時間の関係もありますが、これ以上言いませんけれども、あまりにもこういうことに対するチェックが甘い、職員さんの。これは今後、産建課だけじゃなくて、今そこに座っておられる副町長も含めて、また、全職員さんもこれはよく考えておいてもらいたい。チェックはカチツとすることを。  
これで一問目の質問を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)  
はい、引き続き入ってください。

7番議員

(田島 毅三夫議員)  
2つ目の質問に入ります。  
これは大変慶事です。うれしいことです。東洋町あげて喜ぶべきことだと思いますので、よく町長さんの考えも聞きたいと思います。  
藍綬褒章受章者の町表彰についてとうい題で質問さしてもらいます。  
今年の11月2日の新聞やテレビで本町の婦人が、婦人というより新聞には載っておりますので、お名前を出しますが、志和勝美さんが保護司を23年間勤めた功績を大として、藍綬褒章を授章することが決定したと報道されました。  
藍綬褒章は他の5つの褒章と同じく、社会的に顕著な活動をされた立派な人格者に贈られる国家褒章であります。町にとっても久しぶりの慶事と喜んでおりますが、保護士という職務は、犯罪者の改

善や更生を助け、犯罪の予防にあたるという、非常にこれはね、社会秩序のうえからも大事な重要な役割なんですよね。そういう役割を23年も勤めたということで、これはなかなかできないこと、人が誰でもできるということではありません。おかげで東洋町では、犯罪も減少しており、住民さんも感謝し、町に取っては初めての受賞者になれると思っております。

なお、私の知った人が、消防団の人ですけれども、海南の知人が、今回、瑞光賞をいただきました。30センチもの、本人から聞いたら、目の前に30センチぐらいになるぐらいの、そのあっちこちらです。お祝いや電報が届いて、それから、あちこちの会社から額縁はどうかとか、記念写真はどうかとかというような、そういうね、注文をという手紙からメールからものすごいらしいですね。そういうぐらいのすばらしい褒章なんです。

それほど、この褒章と言うものは値打ちのあるものなので、国が認めたこの素晴らしい人格と功績は、東洋町表彰条例に照らしても表彰の対象になる大きな慶事と考えております。なぜ、広報に載せてやらなかったのかと思っております。それから、金一封を添えて表彰状を授与し、その功績を後世、永遠に顕彰してあげるべきではないか。東洋町表彰審査会に提案したいがどうでしょうか。

町長の方からお考えがありましたら、お聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

光本副町長。

副町長

(光本 速雄副町長)

田島議員の質問にお答えいたします。

藍綬褒章の件でございますが、藍綬褒章につきましては、教育、医療、社会福祉、また、産業振興などの分野で公衆の利益を起した人、また、保護司、民生児童委員、調定委員などの事務に尽力した方に対しまして、内閣府より表彰をされております。

今回、高知県では5名の方が受賞されております。町の表彰をとのことでありますが、国や県の名誉あるすばらしい表彰を受けた方につきましては、町から改めての表彰をすることは今のところ考えてはおりません。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

みなさん、どうですか。残念と思いませんか。せつかくのこういう人のね、町は表彰できないと言っております。ぜひ、皆様の意見をお聞きして、ぜひ表彰の方に皆様からお願いしていただきたいと思えます。

3つ目の質問に入ります。

野根JFの、漁協ですね、製氷施設修繕費用の一部負担金182万円の返還及び契約履行問題についてにお聞きしたいと思います。

平成26年度決算に計上されました、野根漁協冷凍施設修繕費3,645万円の内、その負担分ですか、5パーセントにあたる組合負担分182万円が、漁がない、経営が厳しいという理由で納付されなかったと聞いております。それによって今、未収になっております。

しかし、本年4月4日提出の漁協からの製氷施設修繕費についての公開質問状によりますと、条例4条に漁協の責に帰すべき、責任ですね、責に帰すべき事由と、事由による製氷施設の滅失または破損にかかる補てん、修繕費用は組合負担とするとある。今回修繕は、漁協の責に帰する事由か。老朽化ではないのか。耐用年数はいつまでかという質問が来ています。

この件について、どう返答したのかお聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

手島産業建設課長補佐。

産業建設課長補佐

(手島 憲作産業建設課長補佐)

田島議員の質問にお答えします。

製氷施設の修繕については、実施する前に条例及び委託契約書に基づいて、野根漁業と町が協議し、事業費の5パーセント分を負担する確約書をいただいております。この製氷施設は、平成7年度設置で、耐用年数は13年になります。今回、老朽化によって大規模修繕が必要となり、条例第4条第2項その他特別の事由による場合として、野根漁協に報告しました。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

そういう答弁であります。

と、いうことは、結局この5パーセント182万円の一部負担金は、漁協は認めたということですか。認めたとえでの契約やったんですか。そうであれば、これはちょっとこの今頃になってこういう質問状を出してくるのは私は筋が違うところっております。

それでは、2つ目の質問に入ります。

同じもので重複してから答弁が同じになるかも分かりませんが、聞いて下さい。

この製氷施設は町財産であり、漁協へ管理を委託していると聞いておりますが、質問状には、昨年度の本件修理の時、本件製氷施設を漁協の所有としているが、町の所有ではないのかとありますが、これは漁協の施設なんでしょうか、所有なんですか、それとも町の所有なのか、再度お聞きしたいと思います。

ちなみにですね、25年度は2,898万円の修理費のうち、組合負担は5パーセントで145万円でした。今、いうようにこの時点でも、同じように5パーセントは組合が負担するという確約書は出てたんでしょうか。それも含めてお聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

手島産業建設課長補佐。

産業建設課長補佐

(手島 憲作産業建設課長補佐)

質問にお答えします。

野根漁協製氷施設は、町の所有になります。管理については、野根漁協に委託契約を結んでおります。平成25年度実施についても、確約書をいただいております。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

そういう答弁をいただいております。

それなら、なぜ確約書を出していながら、こういうその質問状を来たのかなと、今質問をしながらちょっとうちも疑問を持っているんですけども。ただ町所有なら町が負担すべきだという考えもあります。この点については、一度、そのお聞きしたいと思います。町所有のものが傷んだ場合には、町が直してということがあるはずなんです。それを一部負担をさせたということについて理由があればお聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

田島議員の質問にお答えします。

町の施設については、基本的には町が直すことになっておりますが、今回の製氷施設についてはですね、収入が伴う施設でございますので、その収入については漁協の方に入っております。ですので、維持修繕については漁協の方で直していただくんですけども、大規模な修繕とかということになれば協議して、またそういう負担を決めると、いう形にはなっております。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

今回のことについては、そういう契約はなっているわけですね。大規模もんについては。ちょっと横に飛びますが、ちょっとお聞きします。例えばね、そういうことであれば、平成20年にはですね、20年度に使用せずに多年に渡って放置され、町はその検査を怠ったため、国から返還命令が出た組合畜養施設補助金4,325万円をですね、全額町が負担しているんですよ。これは古い話でごめんなさい。ところがその規則ではこうなっているんですよ。その返還しな

ければならない問題について、双方、漁協と町、町は報告を受けて検査しなければならない。漁協は報告しなければならない。という双方の取り決めがありますが、その取り決めにやらなかったために、実施していなかったために起こった問題については、その責任の範囲は、双方が話し合いによって、応分に決めて、その返還金についても負担金についても応分に割ると、こういう規定になっているんですよ。そういうことであれば、うちは、こういうこともやはりほのどちらかが、そういう応分にね、その責任の度合いによっては分けてするのが一番じゃないかと思います。あの最良かと思います。

そこで、3問目の質問に入らせてもらいますが、質問状には、もし、年数経過による老朽化など、漁協の責に帰すべき事由がない場合、本年度はもちろん、昨年払った負担金145万円はどうなるのかと、こう問われていますが、この年数経過というのは、今14年（議席より、13年と発言あり。）13年、もう20年経っているんですよ。13年が今いう耐用年数のところ20年経っているんですよ。となれば、これはね、やはりお互いに話し合いして決めるべきやという考えをもちております。

もし、答弁があればお聞きしたいと思います。まず、それを聞いておきます。

議長

（今宮 裕明議長）

手島産業建設課長補佐。

産業建設課長補佐

（手島 憲作産業建設課長補佐）

田島議員の質問にお答えします。

先ほども、お答えしたとおり、事業をする前に町と漁協で協議をし、確約書をいただいています。

以上でございます。

議長

（今宮 裕明議長）

7番、田島毅三夫君。

7番議員

（田島 毅三夫議員）

そうであれば、この質問状に対して、そのとおりお答えしましたか。ちゃんと答弁したんですか。それをお聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

休憩します。

(休憩時間:13時45分)

公開質問状について確認、産業建設課はその事実を知らないことの説明。

休憩前に引き続き会議を開きます。7番、田島毅三夫君。

(再開時間:13時47分)

7番議員

(田島 毅三夫議員)

知らなかったということであれば、うちも、ちょっときつい言い方をしました。申し訳ありませんでした。知っちゅうと思ってたんですみません。

続いて、4番目の質問をさせていただきます。

移住者用の住宅ですね。それを今現在5軒分を今改修に入っております。まだ着工していないようですが。そういうものをですね、ネット企業の誘致や特殊技術資格者呼び込みに使おうではないかという提案を含めた質問です。

この間の9月議会での課長答弁では、これから今後どのようにしてやっていくか考えるということやったので、うちは泥縄式ではいかんと言ったのですが、やはりこういうものはやはり目的をもってね、計画をもってそれに沿ってやっぱり事業としていかなければ、作ってから後から考えるようなことではいかんと思います。

そういう意味からも、どうでしょうか、あの過日の新聞によりますと、神山町より徳島のね、私は行ってきましたが、神山町より後発ですが、日和佐は、現在、全国から12社がサテライトオフィスとして移住し、転入が転出を、人口ですね、町人口が転入が転出を上まわったと、こう新聞に出ていました。わが町もですね、去年3戸、今年2戸が、計4750万円もかけて移住者用の貸家として、今、古民家を整備されつつありますが、この家をどうでしょうかね、ネット技術者及びサテライトオフィスとして特別に、特化して貸し出そうではないか、という質問です。

町長からでも、副町長でもかまんが、お聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

田島議員にお答えします。

本町でもですね、すでに古民家改修に取り組んでいる方もいるとお聞きをしております。神山町ではですね、民間団体主導で先行しておりますけれども、このサテライトといいますか、こういう企業もですね、本音のところを空港から一時間以内というのがですね、理想といいますか、希望といいますか、そういうふうに伺っております。

東洋町にも、そういうような希望者がおればですね、こういったことにも取り組んでいきたいというふうに思っておりますけれども、現時点では、具体的な取組みも含めて、していないというのが現状であります。古民家の改修につきましては、どのような支援策がですね、町独自のものとして対応できるのか、そういったことも検討していかないかんとは思っておりますけれども、財政的な面もございます。優先順位の問題もございますので、徐々にと言いますか、企業といいまか、そういう希望者をまず、あたってみるという事か、そういうようなことにも取り組んでいかないかかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

午前中の質疑の中で、町長からの答弁もありましたね。一般職の有期限の雇用ということと置いていたんが、こういう技能的労務者、労務的な仕事をする方も入ると、こういうことやったですが、こういう方をですね、できればこういう事業に呼び込みしていただいてね、東洋町の活性化に繋がってもらう。やはり、これは今ネット関係の活動というのは、これはほんまに、町のですね、どんなに言いますか、一番の発展の原動力となると思うんですよ。情報発信にしたって、呼び込みにしてもね。これにぜひこれから、小松議員がよく言われている

んです。こういうことやらんかということ、よく言われています。産建委員会の中でもよく言われていますが、小松議員の言われるような、そういうね、やっぱりこのネットを中心にした、基盤にしたね、そういう町おこしというのは、町長、考えておりませんか。お聞きしたいと思います。

議長 (今宮 裕明議長)  
松延町長。

町長 (松延 宏幸町長)  
当然、そのようなことを前提にですね、光ケーブル事業も大きな事業費でございましたけれども、取組んできたところです。  
そういったところで、若い方々がですね、まあ、観光協会も含めていろんなアイデアが出てきていると、それに地域活性化プランという単独事業の補助金を活用してですね、少しずつそのような話もできておりますので、そういった方々の意見を尊重しながら、町も支援の方策をですね、さらにバージョンアップしていければいいかなというふうに思っております。

議長 (今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員 (田島 毅三夫議員)  
町長がそういう考えをもっておられるのであれば、もう一度お聞きしますが、どうですか、今いう公募の仕方もどのようにするかということも分かっていない、この5戸分について。どうですか、まだ日にちがちょっとありますが、まだ着工していないので。その間に計画を練っていただいて、ぜひこの5戸分について、まず、第一、今、町長の言われたビジョンを実現するための方策として、事業として、やっていく考えはございませんか。お聞きしたいと思います。

議長 (今宮 裕明議長)  
松延町長。

町長 (松延 宏幸町長)

この今の補助事業はですね、また移住促進ということを中心にしておりますが、移住者はどういった方でもえいということでございますので、セットになれば一番いいわけですが、取組んだばかりでありますので、今後の補助事業の動向も含めましてですね、検討していきたいというふうに思っております。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

検討と言われるかと思っ、ビクビクしちよったんですが、勉強と言ってくれましたんで、だいぶ良かったなと思います。よろしく頼みます。

それから2つ目の質問に入ります。

それはそれでひとつの進め方をさせていただきたい。また考え方としてですね、町もそのまあ町独自のそういうその、よそから来てもらう人ももちろんひっくるめてですけれども、このネットの発信ができるような人を呼び込むために、どうでしょうか、ひとつ、ふるさと応援隊制度を使ってそういう人に特定してそういう人を呼び込むようなことができないでしょうか。これは、産建課長になるかな。

ほんで、この応援隊にその今いう特殊、そういうネットの技術を持った人ということ特定して呼び込みをしていただいて、その人達に中心になっていただいて、町のこのネットの機能を発展させていただくという、そういうことです。それをぜひお願いしたいが、答弁を求めたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

今の若い方はですね、もうほとんどの方がインターネットが活用できます。特殊なことになってきますとですね、やはり、人材ということになってくるわけですが、ミスマッチもあろうかと思いますが、この地域おこし協力隊ということだと思いますけれども、たいがいの方はネットが使えます。が、その目的とかですね、何といいますか、人

材の中身といったところに、なかなか苦勞しているところがございます、今後の検討課題ということで、ご理解願いたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

検討課題ということになりましたが、そういう技術の、ほとんどの人は持っている、一応の技術は。ところがその今いう、全国に発信、世界に発信するようなね、そういう特殊なというか高度な技術をもった人を呼び込めないか、という自分なりの質問なんですけどね。その呼び込む人材について苦勞していると、こういうことです。地元の人から選ぼうと思ったら、なかなか難しいと思います。

しかし、私は全国に公募して、そこから引っぱろうということを提案しているんですよ。これは、もう、要望にしておきますが。それから、住宅を利用してですね、これは、この今いう古民家だけではなくて、今いう、住民さんが持っておられる貸家とか古屋を利用してですね、そして、特殊技術をもった資格もった方をどんだんだんだんだその東洋町へ呼び込んでくると、例えば船舶の機械の修理工や建築、建設の設計士や保健師さんやら、それから、ちょっと話はそれますが、画家や文筆家、音楽関係の人のそういうね、文学的な芸術的な人まで引ってくるめてですね、こちらが住居を提供してあげて、そして、そういう人を、優遇措置をとってもかまんと思うんですよ、税のこととか、あるいは、また、そのいろいろな面でね。

そうして、全国から有能な人を、有為な人をどんだん呼び込んで、そこで、東洋町で創作活動をしていただくと、で、それを全国にまた逆に発信していくと、こういうことになればですね、これは1年や2年ではいきませんけれども、私は可能性は十分あると考えております。風景や景色や空気やら、そういう色々な面から引ってくるめても、全国からほういう人を呼び込めるだけの資質はあると思いますので、そういうことをやる考えはないか、町長にお聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

ただちにですね、いうことになりませんが、希望としてはですね、そういう考えはもっております。長期的な視野でですね、今後も勉強していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

確かに財政問題もあります。いきなり、いっていかないということにはならないと思いますが、やはり何かしていかないかん。何かに取り組んでいかないかん。これは、よくわかっているかと思しますので、是非、取り組んでいただきたいと思えます。

それから、5番目の質問に入らさせていただきます。

朝の小松さんの質問の中にもありまして、重複します。ごめんなさい。

サーフィンですね、東洋町の最大のイベントと申しますか、観光資源と申しますか、それに取り組んでいこうということで、そのために今回、20万円計上されましたね。これは議案の方ですからかまいませんが、私が思うのに、東洋町はですね、昭和何年でしたかね、長い歴史をもつ生見のサーフィンですが、地区や住民へのアピールや交流というのがですね、それ関心とか盛り上がっていないとみております。

こうした補助だけでなく、大会やそういう補助だけでなくですね、町あげて盛り上がるための企画やアイデアを模索する時期に来ているのではないかと、こう思うんですよ。

例えば、観覧者に見る人にですね、観覧者に技術は別にしてサーフィンスタイルや格好などの人気投票してもらおうとか、あるいは、それによって表彰していくとか、あるいは、決勝戦出場者の順位予想を投票してもらい賞品を出すとか、それから、優勝者との記念撮影や色紙の授与、交換、それから、歴代優勝者の表彰モニュメントの設置、町広報にサーファー紹介欄をアピールしてもらおう、7月や夏休みに小学生以上の生徒参加のサーフィン教室の開催、町補助金による町内宿泊施設や飲食店への利用券の発行、また、技や決まり、反則などのサーフィンの解説ビデオの制作を連盟にお願いしてです

ね、そして、町関係、あるいは、そういう観光関係、あるいは、住民さんにも知らせてもらったかどうかという考えをもっております。

最後に、相間トンネル付近か、生見トンネル周辺に仮称サーフィン公園を設置して、サーファーの住所氏名やコメントを彫り込んだモニュメントを建て、生見を第2のふるさとにしてもらおうではないかという提案でございますが、そうすればですね、町の出している補助金も還元されるし、また、それは意義をもってくると思いますが、町長の考えがあれば、お聞きしたいと思えます。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

色々ご提言をしていただきました。ありがとうございます。

このサーフィンといいますか、サーファーといいますか、5年前にはですね、まったく取組みができていなかったという流れの中で、徐々に大会なんかも増えてきたりしてですね、関心も少しずつ広がってきたかなというふうに思っております。交流人口の拡大策ということで、町も力を入れてきたわけでございますが、田島議員は大会見学に来られたことはございますかね。来てたらルールも覚えると思えます。ルールを覚えればおもしろいと思えます。が、ご指摘のとおりですね、地域の関心が低いということはですね、生見だけとらえても農家とのいろんな関係も過去にはあったわけですし、なかなかサーファーに対する印象が悪かったというようなこともあったと思えますが、最近はですね、ずいぶん印象が違ってきてたと認識をしております。確かにまだ、批判的な意見も聞くところもあるわけですが、少しずつイメージが変わってきたという流れの中で、町も少しずつ補助金の出し方も、まあ、理解が進んでいくかなというふうな雰囲気になってきていると思えます。

そういった流れの中でサーフィン種目がですね、東京オリンピックの最終候補に残っているというような状況もございます。今後は、競技人口は増えていくものというふうに思われます。このことによって、また、サーファーに対する地元の理解も進んでいくということにも期待をしております。これまでの大会でも賞品を町から提供したりですね、雑誌への取材の協力にも応じてきたところでございま

す。

また、地域活性化プランも使って、サーフィンスクールを始めた民間の団体もごさいます。こういったことも、町も陰ながら支援していきたいなというふうに考えております。たまたま今年は東部博の関係でですね、このサーフィンスクールも100人以上の方が参加したと実績も聞いているところです。今後とも大会関係者との時期的なこともごさいますが、要望等もお聞きをしながら町の財政の許せる範囲で、できるだけ様々な企画の協力ができたらえいかなと、いうふうに思っておりますので、今後ともご指導のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

ご指導するほどの力はありません。お願いするだけでごさいます。

そういうサークルというのがあるというのは今初めて聞いてすみません。

ところが、私が言っているのは学校の生徒さんがね、本式なボードやなくても、ボディボードのようなああいうようなものからでも海に親しんでサーフィンに親しんでもらえるような、そういう教室ができないかという意味で質問さしてもらいました。それでまた、ただ来て、ただいつの間にやら帰っている、ただ彼らだけが来て帰っているということではなくて、その来た人たちが町に溶け込んでいって、そこでお金を落としていただいて、またそこで一緒になって楽しんでもらえるというような、それはうちが理想としているもので、例えば、コンビニ店のいう呼び込みですか、誘引ですか、そういうこともひとつぜひやったらいいのになと思っております。

それから、補助金はこの20万円で170万円になったんですかね、年間。その170万円が効果があったかどうかという今検証しませんけれども、そういうやはり補助金ならほんまに生きた補助金となるような形の受入体制にしたい、しなければならぬ、そう思います。それから、地元の行事ですよね、盆踊りとか浜でいろいろイベントするとかいうような、そういう行事にもこちらから声をかけて、どん

どんどん参加してもらおうというようなことも考えていただきたいと思います。

6番目の質問に入ります。

無駄事業の今後についてという題で3点通告してあります。川口の日曾谷の町有山林の今後の管理についてということでお聞きします。

平成22年3月に川口の奥山19町歩を180万円で前町長は購入しましたね。サクラは1250本でしたか、森と緑の会からもらいました。しかし、アブラギリを1800本、ナラ、クヌギを5000本か、計100万円で購入し、平成23年度春からシカの防御網の設置を含めて、320万円で芸東森林組合に委託して植林しました。

しかし、本年11月27日の町有林調査では、サクラとナラなど、約10本ほどが散見されましたが、あとは枯れたり、シシやシカなどに抜かれたのか全滅状態でありました。山全体を覆う大シダは2メートル以上に繁茂して、たった700メートルを踏査するのに、7時間もかかった状態になっておりました。網も1キロメートルを越して設置されながら、急流の谷に張った2か所はもちろん、あちこちで穴を開けられて、もつれ上がったり、土石流で吹っ飛んだり、ポールが軒並み引き倒されて、まったく有害獣の防御の意味はありませんでした。

土地代を入れると580万円もの支出をし、職員出務費を含めると、莫大な経費をつぎ込みながら、その後の管理を、なぜ行わなかったのか。先ほどの質問にも通じますけれども、私はこれをものすごく重視しております。無責任ではないかと思っております。苗や植えつけ費用は補助金だったとしても、以後の手入れなど管理のことも考えず、高い町費で山を購入し、そのまま放置することはあまりにもずさんである。公共事業としてね。今後、この山をどうするのか、答弁を求めたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

田島議員のご質問にお答えいたします。

川口山林につきましては、議員ご指摘のとおりでございます。

今後の方針につきましては、当該山林は水源涵養地としての役目

もでございますので、また、管理にも費用が発生することから、当分の間はそのまま見守っていく所存でございます。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

課長からですね、水源涵養林という話がでました。これは、何ですか。今日の意見書の中にも、この水源涵養林というのがでておりましたが、これは、何か植えて水源を涵養するという意味ですか。それであれば、今現在、3分の1ぐらいしか植えていませんが、4分の1か。あとそのままに放置してあります。これはどうしてですか。

それからまた、現在、今、植えたクヌギもナラもサクラもアブラギリもまったくないんですからね、ほんとにそれを水源涵養林として植えたのであれば、目的を達するように管理しなければいけないんですよ。ところが、その植えた年から、まったく手をつけてないんですから。その水源涵養林として植えたということについては、少し、やはり違和感をもっております。

それから、問題はですね、芸東森林組合に丸投げした植林や無駄な防御網の設置についても、完工検査も行わず、何をどこにどのように植えたか、あるいはまた、その防御網はどのように張られたかという最終完工検査もしていないんですよ。町職員さんの中には、完全にほの19丁分をきれいに廻ったという方は聞いていません。職員の誰もが、どこに何を植えたか、網をどのように張られたか、その確認もしていないのであります。

このようなずさんな公共事業の管理放棄の責任をですね、今後の再発防止のためにも、明らかにしておきたいと思っております。これは、ちゃんと、どなたの責任か、どのような責任があるのか行政として、ここで明確にお答え願いたいと思っております。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

責任といわれましてもですね、なかなか答えられないわけでありまして、ご容赦願いたいと思いますが、確かに、ご指摘のとおり、ずさんな管理というようなことには認めざるを得ないと思っております。町有林他のところも含めましてですね、実際のところ放置してきたということが実態です。町の予算のこともあります。

それから、営林署関係ですね、林野に関する補助金がなかなか厳しくなってきた、間伐事業もなかなか実施できにくいと、ような実態の中で、放置がされてきたというのが実態でございますので、そのことだけをとらえられますとですね、なかなか答弁が難しいということもご理解願いたいと思います。

今はですね、何が何でも防災対策ということでした予算がつかないぐらいの状況の中でやっているわけでございますので、行政全般のことをご配慮いただきましてですね、よろしく願いたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

よく分かります。うちもあれ行ってから、もう、ほんまにね、人力ではどうもならんというあれを感じました。

ただ、うちは、もうひとつ指摘しておきたいのは、そういう山であれば、なぜ買うたんですかと。なぜ植えたんですかと。追求するんじゃないですけども、私はここでだいぶ反対しましたね。これは、今後こういうことがないようにお願いしておきます。

2つ目の質問に入ります。

野根漁協の冷凍施設の稼働再開についてという質問であります。平成21年に3,495万円をかけて設置しながら、平成24年から本年まで4年間休止中の冷凍施設については、今後運営をどうするのか、具体的にお願いしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

手島産業建設課長補佐。

産業建設課長補佐

(手島 憲作産業建設課長補佐)

田島議員の質問にお答えします。

先日、野根漁協組合長とこのことについて話す機会がありまして、組合長からは前向きに進めていく考えがあることを改めて返事をいただくことができました。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

手島さんが再建人ですから、どうか分かりませんが、以前からこの話は2回も3回も同じ答弁をずっともうちゅうんですね。それは、今回、今の答弁では全然前へ前進していない。これはどんなんですか。もっと具体的に何か他のことも考えるべきではないかと思うんですが。ただ、このまま手を打たずに放置した場合、畜養施設と同様、国からの補助金返還命令が出るのではないか、という心配をしております。

畜養施設のようにですね、全額住民血税で返還するということになる大変になるので、そういうことになった場合の責任というのは、これは町長になりますか。産建課長ではないわね。ほんやきに、やっぱりそういう、責任の所在をはっきりしちよかなければね、これは答弁もできんようになります。

ひとつだけ、こういうときになったときの責任の所在だけ、確認したいと思います。お願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

この件に限らずですね、最終的には現在首長に位置する者の責任ということになりますので、そうならないように努力していきたいと。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

うちは、民間に委託しましょう、貸し出ししましょうとか、オンダンはどうですかというような、いろいろ提案してきました、今まで。そういう形のね、協力しかできませんけれども、また今後していきたいと思えます。

最後になります。

浸水予測より低い、避難タワーのかさ上げについてということで、白浜第1、第2の避難タワーのかさ上げについて、今後どうするのか、現状どうなっているのかということを確認したいと思えます。白浜第1と第2の避難タワーが、津波の想定波高より低いとして、使用できない状態にあります。

住民さんからは、1日も早いかさ上げをという声が多発しております。前の議会でも、今後検討すると答弁はありましたが、今後のかさ上げ計画のスケジュールだけでも住民さんに示してあげてほしいと思えますが、いかがでしょうか。お願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

大坪総務課長補佐。

総務課長補佐

(大坪 靖幸総務課長補佐)

田島議員のご質問にお答えします。

白浜地区にある2基の津波避難タワーでございますが、津波新想定に対して高さが不足しているのは白浜第1避難タワーのみでございますが、現在2基の避難タワーについてかさ上げ計画をしているところでございます。その計画の内容につきましては、既存のタワーの横に隣接する形で増設する計画です。国や県の補助金の活用、財政状況の許す限り、早急に対処して参りたいと考えております。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

2つあるうち1つだけですか。1つはクリアされてますか。1つ言う

たね。(議席より、1つと発言あり。)1つか。どっちがクリアされちよる。(議席より、第2と発言あり。)第2か。ほれはごめんなさい。わし、勘違いしちよった。ごめんなさい。

特にね、白浜地区は山に遠くて避難タワーに頼らなくてはならない状況があります。地区であります。高齢者や要援護者避難にはですね、1日も早いこの避難タワーのかさ上げてというのが喫緊の課題になります。問題になります。明確なスケジュールが示されませんでしたけれども、今後、やはり、至急あれを検討していただいて、住民さんに大まかなあらましのスケジュールでも示せるようにしていただきたいと思います。要望しておきます。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

田島毅三夫君の質問が終わりました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

暫時、休憩します。

(休憩時間:14時21分)

副議長

(西岡 尚宏副議長)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:14時31分)

暫時、休憩いたします。再開は予鈴でお知らせします。

(休憩時間:14時31分)

田島議員、自宅交通事故処理のため、休憩時間延長。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:14時31分)

今宮裕明議長から、議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。この際、議長の辞職についての件を日程に追加し、追加日程第1として、議題にいたしたいと思います。

これにご異議はございませんか。(自席より、なしと発言あり。)異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

暫時、休憩します。

(休憩時間:15時00分)

追加日程第1資料配付。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:15時01分)

追加日程第1、議長の辞職についての件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、議長、今宮裕明君の退席を求めます。

まず、その辞職願を事務局に朗読させます。

議会事務局長

(長崎 正仁議会事務局長)

朗読いたします。

辞職願、この度、任期満了により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。平成27年12月11日、東洋町議会副議長、西岡尚宏様。東洋町議会議長、今宮裕明。

副議長

(西岡 尚宏副議長)

朗読が終わりました。

お諮りします。今宮裕明君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。

よって、今宮裕明君の議長辞職を許可することに決定しました。

今宮裕明君の除斥を解きます。

お諮りします。この際、議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

暫時、休憩します。

(休憩時間:15時03分)

追加日程第2資料配付。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:15時04分)

追加日程第2、議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は9名であります。

東洋町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、高畠俊彦君と、4番、小松熙君を指名します。

投票用紙を配布させます。念のために申し上げます。投票は単記、無記名投票で行います。

投票用紙の配布漏れはありませんか。(自席より、なしと発言あり。)

投票箱を改めさせます。異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、1番議員から順次投票願います。

投票漏れはありませんか。(自席より、なしと発言あり。)投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。高畠俊彦君、小松熙君、立会いをお願いします。

選挙の結果を報告します。投票総数9票、有効投票9票、無効投票0票です。有効投票中、今宮裕明君8票、田島毅三夫君1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、地方自治法第118条の規定により、2.25票であります。

よって、今宮裕明君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

ただいま議長に当選されました今宮裕明君が議長におられますので、東洋町議会会議規則第33条第2項の規定による告知をします。

今宮裕明君からごあいさつを受けることにします。

今宮裕明君。

議長

(今宮 裕明議長)

このたび、議員諸氏の絶大なるご支援を賜りまして、議長に再任させていただきました。責任の重さを痛感しますとともに、身の引き締まる思いでございます。今後も引き続き町政の重要課題は元より、住民生活に身近な課題につきましても、議会において十分に議論を深め、皆様のご期待に応えることが出来るよう、全力で取り組んで参ります。今後とも皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。結びに、住民の皆様方の議会に対するご理解とご協力を心より感謝を申し上げまして、就任のごあいさつとさせていただきます。どうも、ありがとうございました。

副議長

(西岡 尚宏副議長)

新しい議長が決まりましたので、新議長と交代します。

議長

(今宮 裕明議長)

西岡尚宏副議長から、副議長の辞職願が提出されています。お諮りします。この際、副議長の辞職についての件を日程に追加し、追加日程第3として、議題にいたしたいと思います。

これにご異議はございませんか。(自席より、なしと発言あり。)異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

暫時、休憩します。

(休憩時間:15時12分)

追加日程第3資料配付。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:15時13分)

追加日程第3、副議長の辞職についての件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、副議長、西岡尚宏君の退席を求めます。

まず、その辞職願を事務局に朗読させます。

議会事務局長

(長崎 正仁議会事務局長)

議長

それでは、朗読いたします。

辞職願、この度、任期満了により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。平成27年12月11日、東洋町議会議長、今宮裕明様。東洋町議会副議長、西岡尚宏。

(今宮 裕明議長)

朗読が終わりました。

お諮りします。西岡尚宏君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。

よって、西岡尚宏君の副議長辞職を許可することに決定しました。

西岡尚宏君の除斥を解きます。

お諮りします。この際、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第4として議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

暫時、休憩します。

(休憩時間:15時15分)

追加日程第4資料配付。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:15時16分)

追加日程第4、副議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は9名であります。

東洋町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、武山裕一君と、6番、小野正路君を指名します。

投票用紙を配布させます。念のために申し上げます。投票は単記、無記名投票で行います。

投票用紙の配布漏れはありませんか。(自席より、なしと発言あり。)

投票箱を改めさせます。異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、1番議員から順次投票願います。

投票漏れはありませんか。(自席より、なしと発言あり。)投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。武山裕一君、小野正路君、立会いをお願いします。

選挙の結果を報告します。投票総数9票、有効投票9票、無効投票0票です。有効投票中、西岡尚宏君8票、田島毅三夫君1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、地方自治法第118条の規定により、2.25票であります。よって、西岡尚宏君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

ただいま副議長に当選されました西岡尚宏君が議場におられますので、東洋町議会会議規則第33条第2項の規定による告知をします。

西岡尚宏君からごあいさつを受けることにします。

西岡尚宏君。

副議長

(西岡 尚宏副議長)

このたび、議員の皆様からのご推挙を賜り、副議長に再選させていただきました。議会運営のルールを遵守し、住民から信頼され、存在感ある町議会を築くため、議長の補佐役として懸命に努力し、また、住民の代弁者として、皆様のご意見が町政へ反映できますよう、誠心誠意取組んで参りますので、よろしく願い申し上げます。引き続き、皆様方のご指導とご協力をお願い申し上げまして、就任のごあいさつとさせていただきます。

議長

(今宮 裕明議長)

暫時、休憩します。再開は予鈴でお知らせします。

(休憩時間:15時22分)

大変お待たせしました。休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:16時18分)

この際、任期満了に伴う、常任委員会委員の選任について、議会運営委員会委員の選任について、議会広報編集委員会委員の選任について、以上3件を日程に追加し、議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。(自席より、なしと発言あり。)異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

暫時、休憩します。

(休憩時間:16時19分)

追加日程第5～7資料配布。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:16時20分)

追加日程第5、常任委員会委員の選任についてを行います。

お諮りします。東洋町議会委員会条例第7条第1項の規定により、総務教育民生常任委員会委員に、今宮裕明君、福島登君、高島俊彦君、武山裕一君、小野正路君を、産業建設常任委員会委員に、西岡尚宏君、平山照生君、小松熙君、田島毅三夫君をそれぞれ指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。(自席より、なしと発言あり。)異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました諸君を、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定しました。

なお、念のために申し上げます。ただいま選任されました委員の任期は、東洋町議会委員会条例第4条の規定により、前任の委員の任期満了の翌日、平成28年1月30日からとなっておりますので、よろしく申し上げます。

追加日程第6、議会運営委員会委員の選任についてを行います。

お諮りします。東洋町議会委員会条例第7条第1項の規定により、福島登君、平山照生君、高島俊彦君、田島毅三夫君、西岡尚宏君を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。(自席より、なしと発言あり。)異議なしと認めます。

しと認めます。

よって、ただいま指名しました諸君を、議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

なお、念のために申し上げます。ただいま選任されました委員の任期は、東洋町議会委員会条例第4条の2第3項の規定により、前任の委員の任期満了の翌日、平成28年1月30日からとなっておりますので、よろしく申し上げます。

追加日程第7、議会広報編集委員会委員の選任についてを行います。

お諮りします。東洋町議会広報の発行に関する条例第4条第2項の規定により、福島登君、武山裕一君、小野正路君、西岡尚宏君、今宮裕明君を指名したいと思えます。

これにご異議ありませんか。(自席より、なしと発言あり。)異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました諸君を、議会広報編集委員会委員に選任することに決定しました。

これにて本日の会議を閉じます。

これで、平成27年第4回東洋町議会定例会を閉会します。

どうもお疲れ様でした。

これにて議会放送を終了します。

(閉会時間:16時24分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員